

社 会 正 義

紀 要

17

上智大学社会正義研究所

目 次

グローバリゼーション時代の経営倫理……………山田經三…	1
国民の基本的コンセンサスを保持するものとしての憲法裁判制 ……………栗城壽夫…	7

<国際シンポジウム>

日本の国際協力と憲法 ……………ローレンス・W・ピーア…	23
(翻訳=保岡孝顕)	

<研究ノート>

戦争と人間－基地周辺の人々……………保岡孝顕…	35
-------------------------	----

<活動報告>

上智大学社会正義研究所活動報告（1997-1998 年）……………	43
Institute for the Study of Social Justice, Sophia University(1997-98) ……………	53

グローバリゼーション時代における経営倫理*

山 田 經 三

(上智大学経済学部教授)
(社会正義研究所長)

序

1997年後半に、3つの国際会議に研究発表し、討議に参加することができた。6月のミルウォーキーで米国カトリック司教団主催の会議「グローバリゼーション時代における社会的責任」、9月チェコ共和国、プラハでのヨーロッパ経営倫理学会、11月フランス、リヨンでのEU委員会主催の日欧セミナー「経済とヒューマニズム—人間と企業の交差するまなざし—」がそれである。これら国際会議の内容とともに、12月の本研究所と国際基督教大学社会科学研究所主催の国際シンポジウム「国際協力と日本国憲法」も踏まえて、表記を論述することとする。

I グローバリゼーションの概観

高度の情報技術による文化的価値の交換、地球規模の資本、市場により、世界の相互依存は増大する一方である。これは地球上のすべての人が地球家族の兄弟姉妹という希望をもたらす反面、人類をいっそう破壊的で不正な世界へ導くという逆説的な面もある。グローバルな市場は少数者を富ませ、多数者を貧困にする。多くの共同体は資本と市場の力によって破壊される。不平等はいっそう増し、生活の質は悪化し、とくに弱い立場に置かれている人々はさらに無力にさせられる。

II 経営倫理の課題

人がその視座をどこに置くかによって、このグローバリゼーションの肯定的と否定的な評価の違いが生ずる。10の逆説的課題を取り上げる。①

注*：経営倫理(Business Ethics)の内容には(1)マクロ・レベルの経済体制、(2)ミクロ・レベルの企業経営の社会的・国際的責任、(3)企業内の個人の倫理という三次元がある。本論では(2)のレベルに限って論ずることとする

貧富の格差の増大，②経済偏重の開発による共同体の破壊，③労働者の権利侵害，④武器・麻薬の貿易，⑤国際機関の非人間性，⑥国際金融機関の問題，⑦技術の問題，⑧環境破壊，⑨人種差別，⑩女性差別。

Ⅲ 経営倫理の原点

これらグローバリゼーションの挑戦にこたえるには、地球上のすべての人に正義が実現されるように、革新的な考え、勇気ある実践、倫理的な取り組みが求められる。このためには経営倫理の原動力が不可欠である。それは次のように方向づけていく。①弱者最優先という関心を目覚めさせる「連帯」への望みを起こさせ、現実の問題の渦中において人々を一致協力させる。②真に人間的でグローバルな共同体を目指すそれぞれ違った団体間の協力を促す。③個人の回心と社会の変革を追求する。④人々が相互の関係を強化し、正義と愛（コンパッション）をもって互いに支え合うように鼓舞する。⑤地球規模化時代の誘惑である個人主義、消費主義、支配欲、貪欲から人々を解放する。⑥将来のビジョンを形づくり、正義の新たな社会構造へと突き動かしていく。

Ⅳ 経営倫理の基礎

①人間の尊厳こそあらゆる政治・経済的構造、政策、実践に規範を与える中心的目的である。

②この尊厳は、自然環境を保護する持続的発展における他者との連帯、共同体のうちにこそ実現される。

③正義の実現のために、地球規模の市場や資本にすべての人が参加できるように、国際的諸機関が改革されなければならない。

④諸機関によって逆に、不正義が助長される際には、弱い立場に置かれている人々の叫びが我々の関心となり、行動を起こさなければならない。

⑤このビジョンの実現のためには、「補助性の原理」に基づいて、小規模の共同体を尊重するグローバルな機構が必要である。

Ⅴ 経営倫理の実践

次の6分野で実践していく必要がある。

◆政府

選挙の事実上の決定権が大資本提供者によって握られている。そのため改革キャンペーンを行うことが政府の根本的な「挑戦」である。

◆企業・経営者

企業は次のことに取り組むよう求められている。①貧しい人々に犠牲を負わさないように厳しく検討し、行動する。②パートナー企業にも倫理綱領を実践させる。③進出先の国の不正な法ではなく、倫理原則に基づいて行動する。④進出先の国の伝統・文化を理解し、受け入れる。⑤政治・経済体制の最善の原則にそって行動する。

◆学者・研究者

地域の共同体における生産を重視し、共同体のより大きな責任をつくることを助ける環境を尊重し、物質的消費を減少させるという富の民主化を促進する。グローバリゼーションの過程によって犠牲を強いられている人々から、直面している危機の深さ、重大さを直接に学ばなければならない。

◆労働者・組合

労働者の役割は次の諸点である。①国境をこえた連帯を発展させる。②変化にこたえうる新たな柔軟な組織をつくる。④子どもの労働に反対する運動。⑤地球環境を破壊から守る運動⑥家族賃金に基づく労働賃金・条件・基準の設定、⑦とくに女性、マイノリティ、若者の権利を守る。

◆NGO（非政府民間組織）

地域では補助性の原理、国際レベルでは連帯を促進し、草の根レベルにおける弱者のニーズに奉仕する。NGOは人々のニーズにこたえる奉仕の組織と同時に政府の変革を迫る代弁者の組織である。第三世界における村や共同体レベルでの土着の経済活動を支援する必要がある。

◆人道的活動を行う教会・諸宗教

①政府の政策変更を迫るため、預言者の声として富の不平等の配分の構造的な原因を追求する。②技術・貿易の実態を分析し、その力によって犠牲を強いられている人々の声となって代弁する。③21世紀の挑戦に応える教育者、預言者として上記重要な諸課題を宗教プログラムの主要な内容として扱い、メンバー全員の意識化に努める。

以上6分野における実践を通して、経営倫理の課題に取り組むことが、21世紀に向けていっそうグローバリゼーションが進む時代における経営

倫理の重要な役割である。

VI グローバル経営倫理の諸原則

(1) 企業経営の責任：株主を越えてすべての関係者に対する責任

企業の社会における存在価値は、それが創造する富と雇用、市場価値ある製造、理に適った価格と質をもって消費者に提供するサービスである。こうした価値を作り出すために、企業は自らの経済的健全さを維持しなければならないが、その存続のみが十分な目的とはいえない。

企業はその作り出す富を、関係するすべてのものの生活の質向上のために役割を果たす。供給者、競合者は誠実と公正をもってビジネスの義務を果たす。企業はその土地、国、地域、地球の共同体の市民としてこれら共同体の将来を築く義務を負う。

(2) 刷新、正義、世界共同体に向かう企業の経済的・社会的役割

他国で活動する企業は雇用の機会をつくり、市民の購買力を高めるのを助け、その国の社会的発展のために貢献しなければならない。また、その国の活性化、人権、教育、福祉のためにも貢献しなければならない。さらに、資源の賢明な使用、自由・公正な競争、技術、製造方法、販売、公法の刷新への貢献を通して、世界の共同体に対しても貢献すべきである。

(3) 法律を越えて、信頼の精神に向かう企業の態度

企業は誠実、真実、公正をもって自らの信用を高めるだけでなく、とくに国際的に企業の社会的責任を果たさなければならない。

(4) 諸原則の尊重

自由貿易、平等な条件のもとでの競争、公正な取引促進のために、企業は国際的、国内的規則を遵守しなければならない。

(5) 多国間貿易の支持

企業は GATT、世界貿易機構 (WTO) をはじめ、国際協定など種々の多国間貿易の取り決めを支持しなければならない。

(6) 環境、生態系の尊重

企業は世界の自然環境を守り、改善し、維持可能な発展を促進し、自然資源の浪費的使用はしてはならない。

(7) 非合法的、非倫理的なことをさけること

企業は、贈賄、収賄など腐敗行為はしてはならず、むしろそれらを排除

することに協力しなければならない。また、武器、テロ行為の物資、薬物その他組織犯罪に使用される物資の貿易、取引に関わってはならない。

(8) 企業関係者に対する諸原則

- ①消費者に対して、できる限り質の高い製品を、その必要に応じて、適切な価格で販売する。
- ②被雇用者に対して、賃金を含め、その労働条件の改善に努め、雇用の安定を図り、人間としての尊厳にふさわしい労働の場を与える。
- ③投資家・所有者に対して、その投資にふさわしい報酬を提供しうよう専門家としての勤勉な経営に努める。
- ④供給者に対して、公正と真実をもって相互信頼に応えるために、情報公開などを通して堅実な協力関係の維持に努める。
- ⑤競合者に対して、公正な競争こそ国の発展に寄与するという確信のもとに、取引、投資の市場・情報公開に努める。
- ⑥共同体に対して、企業は地球規模の共同体の市民として、社会の他の活動分野との協力・調和に努めることにより、国民の健康、教育、福祉、経済基盤の向上を促進させる。

Ⅶ グローバル経営倫理の実践

平和主義に立脚する日本国憲法施行 50 周年にあたり、国際社会への建設的な発信を続けていくべく、まず私たち自身が歩む進路を、内外の専門家とともに模索するという主旨で開催された国際シンポジウム「国際協力と日本国憲法」において、多角的に多くのことを学ぶことができた。その内容は日本の国際協力と憲法、国際協力と地方自治、国際協力―戦後補償の諸問題、非軍事的国際貢献、国際協力―アジア・太平洋地域と日本であった。

「過去をふりかえることは、将来に責任をになうことである」(1981 年、ヨハネ・パウロ二世教皇の広島でのメッセージ) という平和アピールを今こそ実践すべき時である。

今まで論述してきたグローバル経営倫理の実践にあたって、日本国憲法はまさに過去に日本が犯したことの贖罪と共に上述の内容を促進する起爆剤となる。さらには、日本を含めて世界の諸国家がその内容の実践を怠り、あるいは妨げる時それらに対する批判の役割をも有しているのである。

“Business Ethics in the era of Globalization”

YAMADA Keizo

SUMMARY

I had a chance to give a lecture and join discussions at three International Conferences during the latter half of 1997. These were “Social Responsibility in the era of Globalization” sponsored by Catholic Bishops of U. S. A. at Milwaukee in June, “European Business Ethics” sponsored by European Business Ethics Network at Praha in September and “Economics and Humanism” sponsored by EU Committee at Lyon in November.

I would like to summarize the contents of these conferences with my comments.

I will also mention “International cooperation and Japan’s constitution” sponsored by the Social Science Research Institute, International Christian University and our Institute at Sophia University in December.

My article is as follows ;

- I . Overview of Globalization
- II . Issue of Business Ethics
- III . Origin of Business Ethics
- IV . Foundation of Business Ethics
- V . Practice of Business Ethics
- VI . Principles of Global Business Ethics
- VII . Practice of Global Business Ethics

国民の基本的コンセンサスを保持するものとしての 憲法裁判制

栗 城 壽 夫
(上智大学法学部教授)
(社会正義研究所員)

I ユス・ゲンティウムとしての憲法裁判制？

憲法裁判制は今日全世界的に定着している制度である。ペーター・ヘーベルレの言葉を用いて言えば、それは全世界的に勝利の歩みを進めている⁽¹⁾。特別の憲法裁判所のみならず法令審査の権限を有する通常裁判所をも憲法裁判所に数え入れるならば、今日、イギリスを除くほとんどすべての民主政諸国が憲法裁判所を持っている。

しかし、憲法裁判制の全世界的普及のみならず、さらに、その相互接近にも注目しなければならない。最近、アレキサンダー・フォン・ブリュネックは、その著書『西欧民主政諸国における憲法裁判制』の中で、あらゆる西欧民主政諸国の憲法裁判所は、その組織や手続きにおいてのみならずその判決の内容においても相互に接近しているというテーゼを唱えた⁽²⁾。このような相互接近の理由としてブリュネックが挙げているのは、西欧民主政諸国の憲法裁判所が、民主政的、法治国家的、社会国家的憲法体制の同じような危殆化に同じような方法で対応しているということである⁽³⁾。

西欧民主政諸国の憲法裁判所のこのような相互接近は、第一に、西欧民主政諸国の憲法裁判所が法令の形式的(手続き面に関する)コントロールのみならず、実質的(内容面に関する)コントロールを行っている点に⁽⁴⁾、第二に西欧民主政諸国の憲法裁判所が消極的(破棄的)権限のみならず積極的(建設的)権限をも行使している点に⁽⁵⁾、第三に、憲法裁判制の二つの主要モデル、即ち、特別の憲法裁判所による国家行為の合憲性の専門的ないし集中的コントロールのシステムとしてのオーストリア・モデルと、通常の裁判所による国家行為の合憲性の付随的ないし分散的コントロールのシステムとしてのアメリカ・モデルとが相互に接近している点に認められている⁽⁶⁾。

憲法裁判制のこのような全世界的普及とこのような相互接近に鑑みるならば、憲法裁判制をメスナーのいう意味での現代のユス・ゲンティウムとして位置づけることもできるであろう⁽⁷⁾。憲法裁判制を現代のユス・ゲンティウムとして位置づけることによって、憲法裁判制を法意識の発展の結果として理解することができるし、また、憲法裁判制に一層の発展のための推進力を与えることができるであろう⁽⁸⁾。

II ヨハネス・メスナーと憲法裁判制

1. 憲法裁判制がこのように全世界的に普及し、且つ、相互に接近していることに鑑みるならば、ヨハネス・メスナーがそれに、それに対応する重要性を認めていないのは幾分奇異に思われる。メスナーは、もちろん、国家権力の行使に対する制度的コントロールの手段として行政裁判制と並んで憲法裁判制をとりわけ違法な憲法変更に対抗する手段として考えている⁽⁹⁾。しかし、メスナーは憲法裁判制をとりわけ違法な憲法変更に対抗する手段と考えている⁽¹⁰⁾。もちろん、憲法裁判制は違法な憲法変更を阻止すべきものである。しかし、メスナーの憲法裁判制の理解は、憲法裁判制にただ手続き違反の憲法変更、即ち、手続違背の憲法侵犯の阻止のみを期待しているように見える点⁽¹¹⁾で問題がある。けだし、世界の大勢は憲法裁判制の役割を実質的な憲法侵犯の阻止に求める方向に向かっているからである。もちろんメスナーは、裁判所による国家行為の審査の実質的ディメンジョンをどちらかというと実定法が自然法に違反した場合の裁判官の良心の葛藤という観点のもとで論究している⁽¹³⁾。これに反して、メスナーは法規範の憲法適合性の裁判所による審査の問題にはそれほど大きなウェイトをおいていない⁽¹⁴⁾。

2. 今日実質的に理解された憲法の優位はあらゆるところで確固として定着しており、殆どの国々の憲法裁判所は実質的に理解された憲法の優位を貫徹しようとしてとめている。メスナーがこうした状況を見ていたならば、おそらく憲法裁判制をもっと高く評価していたことであろうし、もっと詳細に論究していたことであろう。しかし、『自然法』の中で展開された基本思想だけでも憲法裁判制の一層の発展のための基礎として有効に活用されることができるといわねばならない。即ち、メスナーは国家生活を国民のコンセンサスないし意思という視点のもとで考察しているのである

が、この国民のコンセンサスないし意思こそが、憲法裁判所の活動の出発点であると同時にその目標でもなければならぬのである。

メスナーの国民のコンセンサスないし意思に関する基本思想は幾つかの点において注目に値する。

(i)メスナーは国家と国家権力を国民のコンセンサスもしくは意思に基づかせた⁽¹⁵⁾。メスナーが国民のコンセンサスないし意思として考えているものは国民の現実的、具体的もしくは政治的なコンセンサスないし意思のことではなく⁽¹⁶⁾、国民の法意識と法良心の表現としての国民意思のことであり⁽¹⁷⁾、あるいは歴史的に習俗・慣習の中で作用する国民の法的意思の表現としての国民意思のことである⁽¹⁸⁾。しかし、メスナーは国民の現実的な意思ないしアクチュアルな意思にも大きなウェイトをおいた。とりわけメスナーが文化的に進歩した国民にとって最適の国家形体と考えている民主政の場合には⁽¹⁹⁾、そうである。即ち、メスナーは国家権力の行使を国民の現実的な意思、アクチュアルな意思あるいはコンセンサスに関わらしめた⁽²⁰⁾。メスナーは「共通善が共同体のすべての構成員にかかわる事柄であるとするならば——けだし、すべての構成員は実存的目的に根拠をおく生存任務の実現の責任を有しているのであるから——、国家権力の行使は共同体の意思とは無関係ではあり得ない」と述べている⁽²¹⁾。或いは、メスナーは、「アクチュアルな国家的共通善にとって建設的な意味を有する国民の意思が国家権力の行使を規定する」⁽²²⁾とも述べている。この現実的なないしアクチュアルな国民の意思は一般的な選挙（＝普通選挙）によって確定されるべきものであり⁽²³⁾、実際的には議会における多数の意思という形体をとるものであり⁽²⁴⁾、しばしば妥協という形式をとるものである⁽²⁵⁾。

しかしメスナーは、法意識・法的良心の表現としての国民意思ないし国民のコンセンサス（社会構成員の本質的意思⁽²⁶⁾）と一般的な選挙（＝普通選挙）によって確定される政治的な国民意思⁽²⁷⁾（実際には議会における多数意思）とを区別した。第一の種類国民意思もしくは国民のコンセンサスは、メスナーによれば、第二の種類国民意思⁽²⁸⁾もしくは国民のコンセンサスを義務づけるものであり、前者は後者を拘束するものである⁽³⁰⁾。

メスナーが両者とも同じように共通善に方向づけられたものとしながら

も国民意思もしくは国民のコンセンサスの二つの種類を認めたということ
は重要である⁽³¹⁾。けだし、そのことによって、政治的もしくは現実的国民
意思ないしは国民のコンセンサスによって共通善として実現されたもの
が真正、より高次のレベルにおいて確定されるべき共通善を基準としてコ
ントロールされること、また場合によっては否定されることが可能となる
からである。このことは、とりわけ民主政国家に関しては、次のようにも
表現されることができる。即ち、民主政国家においては、国家権力のすべ
ての行使が国民意思または国民のコンセンサスに基づいているから、憲法
を本質的国民意思または国民のコンセンサスの表現として理解し、法律を
現実的ないしアクチュアルな国民意思もしくは国民のコンセンサスの表現
として理解する場合にのみ、憲法裁判所が法律をその憲法適合性に関して
審査することを受け容れることができる、と。この場合、憲法裁判所が本
質的国民意思もしくは国民のコンセンサスを保持するものとしての役割を
いとなむことが前提となるわけである。

(ii) 第二に、メスナーは、国民意思の基本内容を探求し、国民意思に従っ
て共通善を基準とすること⁽³²⁾、或いは、共通善のためになしていること
に関して国民のコンセンサスを取りつけることをもって政治的権威の義務
となした⁽³³⁾。メスナーの多元主義的思想によれば⁽³⁴⁾、国民のコンセン
サスないし意思は種々様々な構成要素から成り立っているから、国民のコン
センサスないし意思の種々様々な構成要素を的確に探求しうするためには、
種々様々な手続と種々様々な権限が存在していなければならない。憲法裁
判所も国家機関の一つとして国民のコンセンサス及び意思の確定と実現の
ために貢献しなければならない。

(iii) メスナーは、民主政の精神的本質が単純な多数決原理を排斥するとい
う事を強調し、多数の支配を制約するための手段を通じて公的論議の再
開、その時間的延長、それへの参加者の増加が可能とされる事を重視し、
さらに、少数が持ち出す論拠の重要性に応じて多数の声の中に少数の意思
も含まれているということ、多数決原理にもとづいて選任された政府が少
数の意思を尊重しなければならないということを強調した⁽³⁵⁾。このよう
な基本理念の実現のために貢献することが憲法裁判制の任務なのである。

(iv) メスナーは、現実的な共通善が公的論議を通じて論拠と反対論拠とを
客観的に比較衡量しながら確定されなければならないということを強調し

た。憲法裁判制の機能はまさに交渉当事者相互間の、及び、交渉当事者と公的諸機関との間の客観的な公的論議を可能ならしめるところにある⁽³⁶⁾。

Ⅲ 憲法裁判制と国民の基本的なコンセンサス

本報告においては、憲法裁判制を国民のコンセンサスという視点から論究することにした。ただし、憲法裁判制の任務と機能が、ブリュネックも強調するように⁽³⁷⁾、国民のコンセンサスを保持し、国家生活の中に国民のコンセンサスを定着させるところにあると考えられるからである。

1. 憲法にとっての国民のコンセンサスの意義

近代立憲主義の歴史的意義は、国民の現実的な意思ないしはアクチュアルなコンセンサスに基づく国家生活という原理（以下コンセンサス原理と略称）を実現したところにある。もちろん、あらゆる時代、あらゆる国家において国民生活は国民のコンセンサスと称されるものに基づいていた。そうでなければ長期的に国政を運営することは不可能であった。しかし、支配者によってその支配の正当化のために援用されたコンセンサスは、立憲国家の場合を除けば、たいていは支配者によって一方的に確定されたコンセンサスにすぎなかった。近代立憲主義がその目的のために設けられた制度を通して現実的に表明された国民のコンセンサスとにもとづいて営まれるべき国家生活という原理を実現した。この原理を効果的・実効的に実現するために意識的につくられたものが憲法典である。

(i) 近代立憲主義の制度的体現としての憲法は、従って、第一に、コンセンサス原理を基本的に意欲する国民のコンセンサスの表現であり、第二に、（とりわけ選挙された代表者を通じての国民の国政参加という形態における）コンセンサス原理の実現のための形式的条件を含んでおり、第三に、（とりわけ基本権という形態における）コンセンサス原理の実現のための実質的条件を含んでおり、第四に、（大抵の場合、憲法制定国民議会による憲法典の作成という形態における）国民の具体的な、現実的なないしアクチュアルなコンセンサスの結果である⁽³⁸⁾。

(ii) 国家生活はコンセンサス原理が実現される不断の継続的過程である。あらゆる形態における、またあらゆる段階における、国家行為は国民のコ

ンセンサスの実現でなければならない。国家機関としての国民の行為もまたコンセンサスの実現でなければならない。

国家行為が国民のコンセンサスの実現という意味を持ち得るための方法には二つのものがある。国家行為は第一に憲法に適合し、且つ法律に適合している場合に、国民のコンセンサスの実現という意味を持つことができる。国家行為は、第二に、国民のコンセンサスによって承認される場合に、国民のコンセンサスの実現という意味を持つことができる。承認は当該行為を行う国家機関が国民から直接・間接に任命されることによって事前に与えられ、もしくは、国民によって受け容れられることによって事後に与えられることができる。国家生活上重要な意味を有するすべての行為は原則として両方の条件を満たしていなければならない。国民のコンセンサスの表現という性格に対して正当性という言葉を用いることができるとすれば、国家生活上重要な意味を有する行為は規範的な方法（即ち、憲法及び法律に適合すること）及び人的な方法（即ち国民によって任命されることもしくは国民によって受け容れられること）によって正当性を獲得することができる。正当性は上から下へと伝達されることができる。正当性伝達の出発点をなすものは憲法と国民である。しかし、憲法は国民のコンセンサスの表現なのであるから、出発点はただ一つのもの、即ち国民に帰着する。しかし、この場合、国民が二つの資格において存在しているということ、即ち、第一にすべての人の善もしくは共同善を意欲しているファクターとして、第二に現実的もしくはアクチュアルに意欲しているファクターとして存在しているということに注意しなければならない。

(iii) 立憲主義においては憲法と国民が最高の妥当力（＝効力）を有する。そして国家行為の妥当力（＝効力）は、それと憲法及び国民との距離が小さければ小さいほど、一層大きいということになる。このようにして憲法及び国民からの距離の大小に応じて、妥当力（＝効力）に関して、国家行為の段階秩序が成立する。これが法秩序の段階構造といわれるものである。法秩序の段階構造はある程度までは論理的整理の結果であるが、しかし、それはそれ以上に政治的要求の結果、即ちコンセンサス原理の表現である。

2. 立法者と憲法裁判所との間の関係におけるコンセンサスの意義

(i) 法秩序の段階構造の中では法律が憲法に次ぐ最高段階にある。法律は憲法の第一次的具体化である。憲法は法律の介在がなければ原則として具体化されえない（法律の優位の原理，法律の留保の原理）。これは法律が直接国民から選挙された議会によって制定されることに基づいている。これに反して，裁判官は原則として国民によってではなく，議会もしくは政府によって任命される。しかも，裁判官はまさに裁判官に対して制度的に保障されている独立のゆえに国民から責任を問われることはない。それゆえ，人的な正当性に関しては，裁判官のランクは議会や政府のランクよりも低い。人的な正当性ないし民主的正当性の弱さをカバーするために，裁判官は憲法と法律に厳格に拘束されることによって規範的な正当性を獲得するようつとめなければならない。いかなる種類の裁判所で活動していても，裁判官の活動の本質的メルクマールは，事後性・受動性とならんで，憲法及び法律による厳格な拘束である⁽³⁹⁾。

(ii) しかし，憲法裁判所の裁判官には独自の事情がある。けだし，憲法裁判所の裁判官は，憲法及び法律によって拘束されるにもかかわらず，法律をその憲法適合性に関して審査し，場合によっては法律を排棄するからである。このことは法律の合憲性に関する憲法裁判所の判断が憲法の優位に参与することを認める場合にのみ可能となることである⁽⁴⁰⁾。このことは憲法裁判所の判決が，もっぱら憲法の意味することのみを語ることにもとづいている。もちろん，すべての国家行為が憲法の具体化という意味をもっている。しかし裁判所の判決以外のすべての国家行為は具体化に当たって憲法が意思するところのものにさらに新たなものを付け加えている。これに対して，憲法裁判所は憲法が意思するところのもののみを語ることに自らを限定する。このように活動範囲を自己限定するがゆえに，憲法裁判所の判決は憲法の優位に参与するのである。

(iii) とところで，憲法の意味するところとは何か。この問いに答えるためには，憲法が国民のコンセンサスの制度的表現であるということを想起する必要がある⁽⁴¹⁾。憲法との関連で国民のコンセンサスを持ち出すことは次のような意味を持っている。

(a) まず，憲法の基体としての国民のコンセンサスが二つの層から成り立っているということに注意する必要がある。第一の層は制定されるべき憲

法の具体的内容に関するコンセンサスであり、第二の層はすべての人によるすべての人の善（＝福祉）を実現することを目的として国家生活を国民のコンセンサスにもとづかせることに関するコンセンサスである。第一の層とは、いわば国民の具体的なコンセンサスの文言的表現であり、第二の層とは、いわばコンセンサス原理それ自身である。それゆえ、憲法裁判所は憲法の意味するところを語らなければならないということは、憲法裁判所は国民のコンセンサスのこの二つの層を二つとも貫徹しなければならないということを意味している。本報告が憲法の論究にあたって国民のコンセンサスを援用することを敢えてした第一の理由は、とりわけ国民のコンセンサスの第二の層を憲法裁判所の裁判官の判決活動にとっての規矩ないし基準として強調したいがためである。憲法裁判所の判決が憲法の優位に参与するということは、まさに、憲法裁判所によって確立されるべきこの第二の層の効果であると考えられる。

(b)憲法の論究にあたって国民のコンセンサスを持ち出す第二の理由は、憲法裁判所を国民主権原理に適合した制度として、正当化するところにある。即ち、憲法裁判所を国民のコンセンサスの伝声管として把握することによって、憲法裁判所をもやはり国民主権原理に適合した制度として正当化することができるのである。

しかし、国民主権原理に適合してするためには、制度は国民の規範的コンセンサスに拘束されているだけでなく、国民の現実的ないしアクチュアルなコンセンサスにも拘束されていなければならない。憲法裁判所の裁判官もまたその権限の行使にあたって国民の現実的ないしアクチュアルなコンセンサスに拘束されていなければならない。憲法の文言は国民の現実的ないしアクチュアルなコンセンサスの最高の表現であり、法律はその二番目に高い表現であり、命令はその三番目に高い表現である。憲法裁判所の裁判官は、これらの国民の現実的ないしアクチュアルなコンセンサスに拘束されなければならない。

したがって、憲法裁判所の裁判官の権限は、一方で、国民のコンセンサスの第二の層即ち国民の規範的コンセンサスによって拡大され、他方で、コンセンサスの第二の層即ち国民の現実的ないしアクチュアルなコンセンサスによって限定されるということになる（この場合、憲法の文言は、憲法におけるコンセンサスの第二の層との関係においては、国民の現実的な

いしアクチュアルなコンセンサスの表現であり、法律や命令との関係においては、国民の規範的コンセンサスの表現である、ということに注意する必要がある)。

(c) 憲法の論究にあたって国民のコンセンサスを持ち出す第三の理由は、コンセンサス原理の実現は、国民の規範的コンセンサスと現実的コンセンサスとの共存と相互作用ゆえに、不断に継続する過程でしかありえないということを強調する必要性があるためである。即ち、憲法裁判所の裁判官は、その権限の行使にあたって、国民の現実的ないしアクチュアルなコンセンサスに拘束されなければならないが、しかし、それに完全に拘束されてしまったのでは、憲法裁判制の存在理由がない。それゆえ、憲法裁判所の裁判官は相当高い程度に国民の現実的ないしアクチュアルなコンセンサスに拘束されなければならないが、しかし、ある程度は、国民の規範的コンセンサスを実現するために、自由な裁量の余地を持たなければならない。しかし、規範的なコンセンサスを確定するための制度的拠り所というべきものは存在しないから、憲法裁判所の裁判官は自ら独力でそれを確定することを敢行し、且つ、自分が確定したものが事後的に世論及び他の国家機関によって受け容れられることを期待しなければならない。この敢行及びこの受け容れがコンセンサス原理の実現の過程をおしすすめるのである。この意味において、国民の規範的ないし本質的コンセンサスは、国民の現実的ないしアクチュアルなコンセンサスがそれに不断に接近していかなければならない目標なのである。即ち、憲法裁判所はその判決を通じて国民の現実的ないしアクチュアルなコンセンサスに規範的ないし本質的コンセンサスを想起させなければならない、そのなかに本来の自己自身を再発見させなければならない。それをうけて、国民の現実的ないしアクチュアルなコンセンサスは再発見された本来の自己自身の趣旨にそって他の政治的な国家機関に働きかける。憲法裁判所の任務は個々の具体的問題を解決することにもみあるのではなく、現実的ないしアクチュアルな国民のコンセンサスに規範的ないし本質的コンセンサスを想起させることにもあるのである。

3. コンセンサス原理の実現の過程における憲法裁判制

(i) 国民のコンセンサスは種々の形態において存在している。コンセンサ

ス原理は国家生活が国民のコンセンサスにもとづいて営まれることを要求するものである。それゆえ、国家生活にとって重要な意味を有する決定は制度的に確定されたコンセンサスによって担われていなければならない。このコンセンサスは全員一致のこともありうるが、しかし、大抵の場合は、多数決によってしか成立することができない⁽⁴²⁾。全員一致の場合も多数決の場合も、制度的なコンセンサス（＝国家生活上重要な決定）は統一的である。しかし、制度的なコンセンサスは国民のなかに存する種々様々な意見からの統合の結果である。その限りにおいて、外面的には統一的な制度的コンセンサスも、内面的に見れば、種々様々な構成要素を含んでいるのである。したがって、国家生活が国民のコンセンサスにもとづいて営まれなければならないとするならば、この国民のコンセンサスの種々様々な構成要素が制度的なコンセンサスのなかに効果的に吸い上げられなければならない。そのためには、成立せしめられるべきコンセンサスの種々様々な構成要素を適切に反映し、実効的に表現すべき、構成方法・活動方式を異にする、種々様々な機関が存在していることが必要である。しかも、国家生活は、必然的にコンセンサスの成立に貢献する種々のファクター、とりわけ種々の国家機関の間の共同作業として営まれなければならない。

(ii) この共同作業に関しては以下の諸点が重要である。

(a) 種々様々な国家機関はそれぞれ自分に特有の貢献をしなければならない。各国家機関に特有の貢献は、その組織、その手続方法、その権限によって規定されている。政治的国家機関、とりわけ、立法府と政府は原則として現実に存在している国民のコンセンサスの構成要素を反映し、反映した構成要素に対応して、すべての人の善（＝福祉）の実現のために必要な一般的もしくは個別的な措置を積極的・能動的に講じ、且つ、この措置に関し、現実的ないしアクチュアルなコンセンサスによって——選挙を通じて——責任を問われる。もちろん、政治的国家機関は本質的ないし規範的コンセンサスをも実現するようにつとめなければならない。しかし、政治的国家機関の活動にとっての主たる拠り所は、とりわけ選挙を通じて表現されるべき現実的ないしアクチュアルな国民のコンセンサスである。これに対して、憲法裁判所の活動にとっての主たる拠り所は本質的ないし規範的なコンセンサス、即ち、すべての人によるすべての人の善の実現を意欲

する国民の意思である。このコンセンサスないしこの意思が憲法の基礎にある当のものである。それゆえ、憲法裁判所の活動の結果は憲法の優位に参与するのである。そのかわり、その活動はもっぱら基本的コンセンサスの確定に限定されるのである。

(b) 諸国家機関は相互に他の国家機関の決定を顧慮し、尊重しなければならない。政治的国家機関は憲法裁判所の判決の法律的に拘束力ある部分に拘束されるだけでなく、その法律的に拘束力を持たない部分をも尊重しなければならない。政治的国家機関は判決の内容に応じてできるだけ早く法律を廃止、修正もしくは新しく制定しなければならない。これに対して、憲法裁判所は政治的国家機関の自由裁量をできるだけ尊重しなければならない⁽⁴³⁾。そのためには、憲法裁判所はコントロールのための適切な技術を開発しなければならない。この技術としては、法律の目的、法律によって規制されるべき分野及び法律によって規制される基本権の種類に応じて法律の審査の密度を変化させようとする考え方が特に重要であり、且つ、有益である⁽⁴⁴⁾。

(c) 諸国家機関は他の国家機関を援助しなければならない、場合によっては、カバーしなければならない。このことはとりわけ憲法裁判所についていえる。即ち、政治的国家機関がすべての人の善の実現のために必要な立法ないし統治活動を怠っているか、または、不十分しか行っていない場合には、憲法裁判所は政治的国家機関に対して積極的に活動するように指示することができ、それどころか、なすべき活動の内容すら提示することもできる⁽⁴⁵⁾。このような活動提示または活動内容提示は法的拘束力をもってはいないが、しかし、政治的国家機関によって事実上受け容れられ、実行に移されることができるのである⁽⁴⁶⁾。

(d) コンセンサス原理それ自体は確定的なものである。しかし、コンセンサス原理の具体化としての諸国家機関の具体的決定は暫定的なものと考えなければならない。いかなる国家機関も自己の決定を絶対化してはならない。すべての国家機関はコンセンサス原理の実現の過程をよりよい実現に向かって不断に新たにおしすすめることに貢献しなければならない。

4. 憲法裁判所と非制度的なコンセンサス

国家生活は現実的ないしアクチュアルなコンセンサスにもとづいて営ま

れなければならない。ただし、現実的ないしアクチュアルなコンセンサスには二種類のものがあることに注意する必要がある。即ち、議会における多数意見という形態における、制度を通して表明されたコンセンサス（＝制度的なコンセンサス）と世論という形態における、制度を通して表現されてはいないが、現実的に存在しているコンセンサスとがそれである。法的に拘束する効果をもった決定は制度を通して表現されたコンセンサスによって下され、担われなければならない。しかし、制度を通して表現されたコンセンサス自身は非制度的なコンセンサスによって担われていなければならない（批判され、受け容れられ、おしすすめられ、更新されなければならない）。けだし、制度は必然的に欠陥を伴うものだからである。

コンセンサス原理が有効・有意味に実現されるためには、したがって、非制度的なコンセンサスが自由なものでなければならず、且つ、啓蒙されたものでなければならない。非制度的なコンセンサスが自由なものであるためには、憲法裁判所が議会における多数意思の自己自身の絶対化の試みを阻止しなければならない。また、非制度的なコンセンサスが啓蒙されたものであるためには、憲法裁判所が、その判決の詳細な理由づけ、とりわけ論拠と反対論拠との比較・衡量を通じて、非制度的なコンセンサスに熟慮と自主的判断のための十分な材料を提供しなければならない。

IV 憲法裁判所と正義

正義原理の核心は各人に彼のものを与えよという命令である。“彼のもの”は種々様々なものを含んでいる。“彼のもの”は“もの”それ自体を含んでいるのみならず、“彼のもの”の配分の過程への参加をも含んでいる。このことは、国家生活の運営、換言すれば、現実的ないしアクチュアルなコンセンサスによる国民の善（＝福祉）の実現の過程、への各人の参加もまた“彼のもの”であることを意味している。

確かに、正義のこのモーメントは、国家機関の任命、もしくは、政治的に重要な問題の決定への国民の参加のための種々の制度を通じて、相当高い程度に実現されている。しかし、制度には欠陥が内在しているものであるから、正義のこのモーメントの実現は必然的に不完全なものたらざるをえない。それを補うものが裁判所、とりわけ憲法裁判所である。憲法裁判所は、とりわけ、議会や政治のなかで貫徹されえなかった意見に救済の手

をさしのべなければならない。憲法裁判所における訴訟は個々の国民が国家運営に参加すること、しかも自己のイニシアティブによって参加することを可能ならしめるものである。憲法裁判所における訴訟は個々の国民が別の形態において国家運営に参加することを可能ならしめるものである。そのほか、憲法裁判所は自由で啓蒙された世論を成立させ、公的討議を可能ならしめることを通じて、各国民の国政運営への参加を促進する。この意味において、国民のコンセンサスにもとづくすべての人の善（＝福祉）の実現の過程をよりよい実現にむかって不断に新たにおしすすめ、且つ、この目的のために、国民の非制度的なコンセンサスとしての世論を自由で啓蒙されたものにするとは、憲法裁判所に対する正義原理の命令である。

（本稿は、“社会秩序における正義”というテーマのもとに、1997年9月16日から20日の間に、北イタリアのブリクセンで催された、第4回ヨハナス・メスナー記念シンポジウムにおいて、筆者が行った報告原稿の日本語訳である。）

Anmerkungen

- (1) Peter Häberle, Vorwort zu: Peter Häberle (Hrsg.), Verfassungsgerichtsbarkeit, 1976, S. XI.
- (2) Alexander v. Brünneck, Verfassungsgerichtsbarkeit in den westlichen Demokratien, 1992, S. 20 f., S. 132.
- (3) A. v. Brünneck, a. a. O., S. 138 ff.
- (4) A. v. Brünneck, a. a. O., S. 51.
- (5) A. v. Brünneck, a. a. O., S. 21 f.
- (6) A. v. Brünneck, a. a. O., S. 28 ff.
- (7) Johannes Messner, Das Naturrecht, 7. Aufl., 1984, S. 380.
- (8) J. Messner, a. a. O., S. 380.
- (9) J. Messner, a. a. O., S. 809, S. 834.
- (10) J. Messner, a. a. O., S. 847.
- (11) J. Messner, a. a. O., S. 810.
- (12) J. Messner, a. a. O., S. 407 ff.
- (13) J. Messner, a. a. O., S. 408 ff.
- (14) J. Messner, a. a. O., S. 410.

- (15) J. Messner, a. a. O., S. 748, S. 749, S. 784.
- (16) J. Messner, a. a. O., S. 781, S. 819, S. 847.
- (17) J. Messner, a. a. O., S. 847.
- (18) J. Messner, a. a. O., S. 784, S. 785.
- (19) J. Messner, a. a. O., S. 806.
- (20) J. Messner, a. a. O., S. 783.
- (21) J. Messner, a. a. O., S. 783.
- (22) J. Messner, a. a. O., S. 781.
- (23) J. Messner, a. a. O., S. 819, S. 821.
- (24) J. Messner, a. a. O., S. 788.
- (25) J. Messner, a. a. O., S. 825.
- (26) J. Messner, a. a. O., S. 773.
- (27) J. Messner, a. a. O., S. 818 f.
- (28) J. Messner, a. a. O., S. 773.
- (29) J. Messner, a. a. O., S. 758.
- (30) J. Messner, a. a. O., S. 785.
- (31) J. Messner, a. a. O., S. 773.
- (32) J. Messner, a. a. O., S. 786.
- (33) J. Messner, a. a. O., S. 786.
- (34) J. Messner, a. a. O., S. 752 ff.
- (35) J. Messner, a. a. O., S. 828 f.
- (36) J. Messner, a. a. O., S. 291.
- (37) A. v. Brünneck, a. a. O., S. 21 f., S. 144 ff.; Ernst Benda, Verfassungskontrolle durch Verfassungsgerichtsbarkeit, in: D. Merten- R. Morsey, 30 Jahre Grundgesetz, 1979, S. 104 und S. 116; Helmut Simon, Verfassungsgerichtsbarkeit, in: E. Benda-W. Maihofer-H.-J. Vogel (Hrsg.), Handbuch des Verfassungsrechts, 2. Aufl., 1994, S. 1662.
- (38) 「憲法とコンセンサス」というテーマに関しては, 例えば Hans Vorländer, Verfassung und Konsens, 1981, S. 275 ff.
- (39) 例えば H. Simon, a. a. O., S. 1668; Walter Kälin, Verfassungsgerichtsbarkeit in der Demokratie, 1987, S. 161 f.
- (40) 例えばシュテルンの次の言葉もこのことを示している。

Klaus Stern (Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland, Bd. II, 1980, S. 954): “Verfassungsgerichtsbarkeit ist sonach die Konsequenz des Vorrangs der Verfassung im Staate, ihres normativen Höchststranges und ihrer uneinges-

chränkten Rechtsverbindlichkeit.”

- (41) 例えば H. Simon, a. a. O. S. 1661.
- (42) 国民の制度的コンセンサスという言葉は、本稿においては、国民の全員一致の意見だけを意味しているのではなくて、コンセンサス原理及びその実現のために定められた手続にもとづいて成立したかぎりにおける（何らかの決定機関における）多数決をも意味している。
- (43) H. Simon, a. a. O. S. 1666 ; W. Kälin, a. a. O., S. 170 ff.
- (44) H. Simon, a. a. O. S. 1668 f., S. 1672 ; Konrad Hesse, Funktionelle Grenzen der Verfassungsgerichtsbarkeit, in : K. Hesse, Ausgewählte Schriften, 1984, S. 318.
- (45) H. Simon, a. a. O. S. 1667 ; A. v. Brünneck, a. a. O., S. 177 f ; K. Hesse, a. a. O., S. 315 f. ; W. Kälin, a. a. O., S. 169 f.
- (46) H. Simon, a. a. O. S. 1669 ; Mathias Kleuker, Gesetzgebungsaufträge des Bundesverfassungsgerichts, 1993, S. 114 ff.
- (47) 公的理性の制度的モデルとしての憲法裁判所という考え方については、Alfred J. Noll, Verfassungsgebung und Verfassungsgericht, 1994, S. 120 ff.
- (48) 憲法裁判制の分野における市民の参加については、Rene Marcic, Verfassung und Verfassungsgerichtsbarkeit, 1963, S. 90.

“Die Verfassungsgerichtsbarkeit als Erhalter des Grundkonsenses des Volkes”

KURIKI Hisao

- I . Die Verfassungsgerichtsbarkeit als das *ius gentium* ?
- II . Johannes Messner und die Verfassungsgerichtsbarkeit
- III . Die Verfassungsgerichtsbarkeit und der Grundkonsens des Volkes
 - 1 Die Bedeutung des Konsenses des Volkes für die Verfassung
 - 2 Die Bedeutung des Konsenses in der Beziehung zwischen dem Gesetzgeber und dem Verfassungsgericht
 - 3 Die Verfassungsgerichtsbarkeit im Prozes der Verwirklichung des Konsensprinzips
 - 4 Zwei Arten von dem wirklichen oder aktuellen Konsens, nämlich der institutionell ausgedrückte Konsens in Gestalt von dem Mehrheitswillen im Parlament und der nicht institutionell ausgedrückte, doch wirklich vorhandene Konsens in Gestalt von der öffentlichen Meinung
 - 5 Die Verfassungsgerichtsbarkeit und die Gerechtigkeit

<国際シンポジウム>

日本の国際協力と憲法*

ローレンス・W・ビーア
(ラファイエット大学名誉教授, 米国)

はじめに

この度「1947年施行の日本国憲法のもとにおける国際協力」という時宜にかなったシンポジウムにお招きいただいたことに感謝いたします。この機会に世界共同体、特にアジア・太平洋地域における日本の将来の地位について深い関心をお持ちの皆様と？ 分かち合いたいと存じます。ここ40年ほど私は日本を訪問する度にいろいろ学んできました。おそらくこのシンポジウムからも多くのことを学ぶことでしょう。しかしながら、お集まりの皆様のような問題に精通されている方は、私の話から多くのことを学ぶことはそんなにはないのではないのでしょうか。いささか自信がありません。従いまして、あらかじめ皆様にはご辛抱いただくことをお許し願います。

私の話は、私の国やまたその学会などの意見を代表するものではありません。ところで嬉しいことに、アメリカで最も尊敬される政治家の一人であるトム・フォーリさんは、近頃駐日アメリカ大使になりました。フォーリ大使は上智大学の姉妹校のワシントン州にあるイエズス会系のゴンザガ大学の卒業生であります。大使は卓越したグローバルな実践をされている上智大学共同体からも在任中に学ばれることがあるでしょう。日米関係は異なる文化の世界大国において歴史上最も重要な二国間関係であると私は思います。私たちの二つの文化は重要な時も些細な時も、この過去50年間絶えず変革されてきたことは嬉しく思います。私は日本の友人の一人と

*本稿は1997年12月6～7日に開催された「国際シンポジウム—国際協力と日本国憲法」(上智大学社会正義研究所, 国際基督教大学社会科学研究所共催, 於上智大学)の基調講演を補筆したものである。

して、研究者として、また私自身の家庭が日米の両方からなっているという立場からも、出来る限り皆様に率直にお話いたしたいと思います。

新しい発想とは？

私のテーマは簡単であります。すなわち、今私たちは日本でも世界においても新しい発想が必要になっているということです。日本が今日と明日の機会と挑戦に効果的に取り組むためには、新しい発想が必要です。国際関係や立憲主義について創造的に、明快かつ確信を持って新しい発想を模範や政策に明示することにより、日本は21世紀の人類文明の進路を決定することができる数少ない世界的なリーダーの一員になることができるでしょう。では、いったい何についての新しい考え方なのでしょうか。それは人間と人権、国家主権、国の安全保障、国際的なリーダーシップについてであり、また世界でも最も古く、かつ最適な基本法のうちに数えられる日本国憲法の精神に則った国際協力の新しい考え方であります。

現代世界の文脈で

幾つかの新しい考え方を提案する前に、現行憲法のもとでの国際協力に影響を与えるであろう現代世界の文脈において9つの要因を簡単に説明しておきたいと思います。

1. ソ連の崩壊、冷戦や植民地主義の終焉。
2. 多地域において国内または国家間で起きているある場合にはカナダのように平和的な、他の場合には旧ユーゴにみられるような暴力的な民族間関係の再編。
3. 非戦闘員の戦死者に占める割合の悲劇的な増加（その割合は現在、70%）を伴った20世紀の戦争の大規模な野蛮性。
4. 持続可能な発展の地球規模のニーズ、雇用、資源保存、国際法のもとの環境保護。
5. 情報管理技術分野の爆発的な成長、コミュニケーション、交通運輸、マーケティング、農業、医薬品。
6. G7の経済力とアジアにおける急速な経済成長、他方では国家間または国内の貧富の格差の拡大、社会正義の促進を阻害する収奪的資本主義の幾つかの場合。

7. 死刑, 人口抑制, 堕胎や自殺幇助など生と死や人権に関連する倫理的問題の活発な世界規模での論争。
8. ここ数十年間にみる主要な世界宗教, とりわけイスラム教, 仏教, キリスト教宗派のリーダー間の相互理解の歴史的な増進と普遍の人権への支持。他方, 人権侵害の口実でイデオロギーのまたは宗教的信条による世俗, 宗派勢力双方の宗教弾圧・迫害。
9. 最後に, 最近の数十年において, 世界規模での法のもとにおける近代立憲主義政体の多様な形態の実験とこれまでにない人権問題に対する地球的規模の関心の高まり。

人権立憲主義の広がり

大きな機会に恵まれ, 同時に冷静に挑戦する時代に私たちは生きています。私は法のもとの国際協力の最も確固たる基盤は立憲主義の思考と実践にあることを提案いたします。その中心的な原則は「人権」の尊重と国内外における「静寂な秩序」すなわち, 平和の非軍事的な追求であります。私はこれを「人権立憲主義」と呼びます。日本国憲法は人権の尊重およびとくに「平和的に生存する権利」, 恐怖と欠乏からの自由(憲法前文)を必須とする国際協力の精神の模範を提供します。

さて, 現在 186 カ国中 181 カ国の国は成文憲法を持っており, うち 130 カ国の憲法は 1970 年以後批准されています。憲法は市民や世界のため国家の立脚する基本は何であるか, また統治する上で基本的な組織構造やプロセスを明示します。憲法を定立することによって世界の文明や国際コミュニケーションに有意義な前進をもたらします。ほとんどすべての憲法は法的拘束力があり, 少なくとも国連憲章, 世界人権宣言や人権規約のもとに広く世界で尊重され, 真剣に擁護すべき人権規定などを備えています。最も一般的で, 説得力ある人権についての考えは, 文化的差異を越え, 包括的で, 他人の権利や共同体の福祉を十分に尊重することを前提とした政治的, 社会的および経済的権利の承認であります。人権についての争点の鍵は哲学的なところにあります。ごく少数の国では, とくにアメリカでは, 市民的, 政治的諸権利のみに強調が置かれ, 社会的, 経済的諸権利は人権ではないと否定します。他方, 幾つかの権威主義体制の国では社会的, 経済的諸権利のみを人権として容認し, 政治的諸権利や自由は人権で

はないと否定するか、または市民的自由は「経済発展」が将来あるスケールまで達成されない限り容認されてはならないし、擁護されてはならないと主張されています。

文化的不調和の問題は、日中関係における憲法制度の著しい差異によって生じる国際的不協和ほどのものではありません。すべての社会文化や法制度は少なくとも幾つかの人権にとって有害となる要因を含んでいます。文化的差異は、人権制度の中にさまざまな強さや弱さ、感受性を生じさせます。個人の人権を尊重すると言う場合、ある共同体で普通一般に支持されている人権擁護の主観的見解が他者の人権と調和できる限りにおいては、個々人の実践する文化に当然配慮をしなければなりません。ある人の背中を叩くことはある文化においては友情の意味を持つのですが、もうひとつの文化ではそれは犯罪的になるほど相手を侮辱する行為になり得るのですが、さまざまな形態の拷問や奴隷制は幾つかのアジアの国で文化的にも公的政策でも支持されていますが、人権規範上から言えばそのようなことは決して容認できません。

人権運動は20世紀における偉大な業績のひとつとして、人間や政府や社会や法律などについての「新しい発想」を表すものです。革命的とでも言うべき、そこにある仮定とは、人間各人の「平等かつ生来的な尊厳と価値」は法律や政治や社会文化の中で、ジェンダー、年齢、人種、富、民族集団、社会的地位の理由で差別されることのない尊重に値する取り扱いを受けるということです。それは文化を越えた力であり、文化の多様性や政治制度に起因する人間相互の誤解や不一致よりはるかに注目すべき点であります。

なぜ構うのか？

さて、ここで私は皆様に幾つかの基本的な質問をしてみたいと思います。自分としては答えることはいたしません、このシンポジウム後半には十分な注目点となるべきでしょう。まず第一に、なぜ私たちは国際協力や平和や人権を推進しようとするのですか。答えは明らかではありません。もし、ある人が人間各人はお互いに尊厳があり、平等で、より多くの価値や尊厳を誰よりも持ち得ないのであるということを確信しているならば、人権についての関心の正当化はどこにあるのでしょうか。また、人は

どのような哲学的、宗教的根拠で超越的とも言うべき価値を人間や個人の権利に結びつけるのでしょうか。ある人が人間の苦痛を軽減しようとの温かくて気持ち良い感情だけではなく、知的にも人権の促進を正当化しようとしても、他国の人権や福祉の実践を尊重すべく国際協力においては、私たちは指導者たちや一般の人々をどのように突き動かせることができるのでしょうか。繰り返しますが、なぜ私たちは外国人や“よそ者”や見知らぬ者を世話し、構わなければならないのでしょうか。恥であるからでしょうか。憲法に書かれていることとは別に、多くの日本人による他者を分離する自民族中心主義（“defensive ethnic separatism”）や人間各人にある深い尊厳への一致した哲学的基盤の欠如などは問題を残します。はたして日本人は、すべての人間に対する新しい価値意識や彼らの諸権利や福祉に関心を持つという新しい義務感を新たに組み入れることが可能でしょうか。もちろん、日本は特殊であるとか、他の諸国からは隔絶しているなどと誇張する多くの日本人の傾向は、やはり歴史的にみられるひとつの事例なのです。すなわち、世界中の幾多の人々は遠い昔からそれぞれに自分たちは、他のすべての外者と際立って分離していて、同じ“民族”であると考えてきた上に、最悪の場合は同じ“民族”以外の“民族”を完全な人間とはみなしていなかったのです。人類世界を我が民、すべて他人というように分離して考える人間の性癖は、人権論や国際関係にとって重大かつ深刻な問題であると思います。他の民族以上に日本が人間について新しい考え方が必要とされるのでしょうか。

人権重視の主権

次に国家主権の概念を取り上げてみます。地球的規模で植民地主義の終焉やソ連の崩壊やごく最近における民族国家の独立などが明白な現実となったとはいえ、研究者たちは今日なおも優勢である「国家主権」の妥当性について疑問視してきました。絶対的国家主権は国際関係や世界のそれぞれの国内法において優勢な原理基盤になっています。国家は国内的、国際的事項に対して最終的に決定する力を有しています。私たちは人権や平和的国際関係の諸要請に国家を従属させる理論や法を再構築する必要があります。

この必要から導かれる結論は、「国民主権」、すなわち民主的多数意志に

よる統治は人権の配慮を優先的に与えるべく再考されなければなりません。今ある民主主義は十分ではありません。民主的多数は必ずしも平和と人権にとって信頼に足る同盟関係とは言えません。国際関係において日本国政府は主権を行使していますが、多くの地方自治体や民間団体が諸外国と交換学生・人物交流、姉妹都市・姉妹制度などの分野で活発な国際活動を自ら行っています。近年、幾人かの地方の指導者たちは、長期居住する外国人に地方選挙において投票や立候補が出来るなど民主主義的人権を享受できるように支援しました。それ以上に外国人に多くの、またさまざまな公務員への門戸が開放され、徐々に増えてきています。このような異例の措置は“外者”を温かく受入れ、人権尊重の精神の模範を示すことで、国家主権という絶対主義者の見解よりも改革的で、道義的にも力強い国際協力のあり方だと考えます。

国家安全保障と第9条

日本は長年の間、第9条のもとに「国家安全保障や国際的軍事協力」について新しい、包括的な考え方を実践してきました。日本によって実行されてきた第9条は、国家権力に憲法上の制約を課すことで、世界の憲政史の伝統に独創的で貴重な貢献をしています。幾人かの非友好的な日本人・米国人が提案するような思慮のない、無責任で、または危険な理想主義ではなくてです。第9条外交はどの国の不利益にもならず、多くの国の利益となり、その実効をあげてきました。米国はかつてアジアにおいて冷戦のインパクトの矢面に立たされました。安保条約は日本の現実的な平和主義を支持する唯一の要因でした。良しにつけ悪しきにつけ米国の経済や政治文化は、過去半世紀の間、著しく軍事化されました。日米両国政府による軍事問題に関する討議で言及されない数十億ドルの防衛契約や交渉に影響を与えかねない数千の危うくなっている雇用について留意してください。

国家安全保障上の前提

日本の過去50年間の政策遂行上の前提は、冷戦の終焉やソ連の解体以後米国を含むその他のほとんどの諸国が国家安全保障について採る以下に列挙した幾つかの経験的現実主義の前提に、ある段階で、挑戦することになることも留意してください。

前提 1. すべてとは言わないにしろ、多くの国のリーダーたちは自国が現在、攻撃の重大な脅威に直面しているか、もしくは近いうちにそのような事態になるであろうと認識している。そのようなリーダーたちは一、二の、またはそれ以上の国外もしくは国内の政敵らが、自分たちの領土や政治体制や経済、さらには政治的権力をも脅かしかねないと信じがちである。それは国内外における指導的信頼性を維持したいがために、あたかも彼らが脅威を受けているように政治的に振る舞わざるを得ない。残念ながら、しばしば現実と脅威を主張するリーダーたちの認識の間には大きな隔たりがある。幾百万のアジアやその他の地域の人々は国家的指導者や軍人による誤算故に命を落とすことになる。戦争は最初は小さな一歩から始まり、一歩ずつ深まり、人間性を忘れてしまう。

前提 2. そのような脅威に抑止力として効果的に対処する軍や警察力の維持は、国家の最優先順位でなければならない。

前提 3. 政府予算の優先順位と政策重点課題に関して、主張している脅威が現実存在する否にかかわらず、公共の利益は軍や警察の支配権を優先してはならない。

前提 4. “大国”の地位は、主にいかなる脅威をも与える国よりも勝る破壊力の大きな軍事力を持つことにありと定義づけなければならない。すなわち、ある国を破壊する能力とは、軍事力の 10%程度で敵を撃破するに十分であったとしても、潜在的敵の保有軍備「以上のもの」でなければならない。

以上 4 つの前提のもとで他の文明諸価値は、時に国家安全保障のための軍事的要因に従属されてきました。幾つかの国、おそらく多くの国にとり、その仮定はすでに時代遅れで、有害であるとの考えであると言えます。冷戦は世界を二つの超大国に分極化し、多くの弱小国を大国の同盟関係に組み込み、それぞれ二つの超大国の関係が為めに自国の国家利益はそれにとって替えられたわけです。日本人の考え方は米国の普通の考え方とは相違があります。一般的に幾人かの閣僚政治家とは対照的に、日本国民はどの国が、なぜ故に日本を侵略しようとしているかなど想定してもみませんでした。またその脅威を全く実感しませんでした。冷戦の終焉は多くの国に自由な行動範囲を与え、彼ら自身の安全保障上の利害を見極めつつ独立を成し遂げました。そして、多くの国は「近隣、遠隔のいかなる国

からも現実になんら脅威を受けていない」現状を認めています。それらの国々は、日本のある程度の平和主義の実践と過去 50 年間の最小限度の軍事にとどめた現実的で魅力ある選択、すなわち限られた国の資源をより建設的なニーズのために活用した選択を十分理解するでありましょう。

万人による憲法上の戦争の放棄を

まさしく、他のすべての国々でも日本国憲法第 9 条 1 項* のような憲法条項または公式的な外交政策の原則として戦争放棄の理念を採用することをも検討し得るでしょう。

*「第 9 条（戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認）①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」すでにパリにおいて 1928 年、ケロッグ・ブリアン条約に署名した当時の指導的な国々は、これと同様の宣言に同意していたのです。従ってその考えは必ずしも新しいものではなく、特異な表現体でもないのです。しかし、1930 年から 1945 年にかけての「暗黒の時期」の世界とそれに引き続く冷戦は、日本だけは例外だとしても、このいわゆる平和主義的原理を政治的対話から消してしまったのです。

さて、日本は今や国の基本法や政策声明に第 9 条 1 項と同等の条文を含めるようにと他の諸国に対して提案する時期であるように思われます。また、国内外から脅威のない幾つかの国は、自国にマイナスの影響のない範囲で戦力の維持を法的にあるいは憲法上禁止する措置を講じていいのではないのでしょうか。他方、しかる脅威が存在するその他の諸国では軍が必要です。

日本は第 9 条のもとに明確に軍を制限して、それに準拠する法律や政策を採っているいわば「良心的拒否の国」と言えましょう。良心的拒否者は正規の兵士と同様に殺されることをもいとわないのです。日本の隊員は将来の国連の作戦行動や想定しうる米国との共同防衛行動においては、危険な状態に置かれるでありましょう。日本人が自国の防衛や非戦闘員の防衛またはアメリカ人戦闘員の保護に際して、仮想的な状況とは言え、殺すことを拒否することが常に可能であるとは限りません。そのような状態で殺すことを全面拒否すれば世界の信頼と尊敬を失うことになるでしょう。

日本の実態的軍事化は違憲であり、アジアにおいて紛争対立になり、また今存在しない相互の脅威感を生じかねません。北東アジアにおける多国間による安全保障協力についてもっと議論されるべきです。日本の軍事化によって「損なわれる」国家安全保障についての議論もほとんどありません。日米相互安全保障条約のもとではより詳細な実践的“ガイドライン”や関連法が要請されてきました。しかし、それには日本における非現実的シナリオをもとにした米国の軍事的プレゼンスの増強や脅威の行動は実在しないということが含まれていなければなりません。しかし、実際は日米政府や日本の地方各県では沖縄に長く重くのしかかっていた相当なまでの不釣り合いな基地負担を日本全土に拡大しようとしています。

世界大国の地位とは？

国家安全保障についての「新しい発想」は必要なことですが、日本は勇ましい軍事的行為をもって世界のリーダーとして今後その地位を高めるなどという事はほとんど考えられません。私たちは世界的な力についての新しい発想が必要です。もはや“超大国”について語ることは有益なことではありません。私たちは制限的かつ集団的な運営による国際的リーダーシップの時代に入りました。ですからその新しい用語が必要です。一つの国や二つの国だけで技術力を独占するかたちでの世界のリーダーは世界がそう長くは受け入れないであろうと思います。急速に技術はインターネットによってこれまで以上にアクセスが地球規模で可能となってきました。経済的富として世界のリーダーとして十分な信頼性を満足させるには足りません。出現しつつある政治的秩序においては軍事的優位による影響力が、世界のリーダーとして受け入れられる特徴であるとの見解は近年減少してきました。「それ以上の何か」が求められているのです。

改革的な模範とは？

将来におけるリーダーシップの地位は、模範的で国際協力者としての国の資質如何によって判断されるとも言えるでしょう。例えば、法のもとに世界の安定した民主的政治を例示できるに足る人権尊重、平和的な国際関係、環境に配慮した経済政策や援助政策、極端な貧富の格差なき社会経済開発などがその基準となるでしょう。多くの点で日本のパフォーマンスは

このモデルに合致します。日本はこれまで創造的改革者でもありました。単なる改革者ではなく、国際協力とサービスのさまざまなやり方でその世界的な地位を高めています。日本は今以上の可能性、能力がまだあります。ここで外国から注意を喚起されているいくつかのあまり目立つことのない新しい改革について挙げてみますと、調停に関連する法律、刑罰に関する側面、「国際交流基金」、語学指導等を行う外国青年招致事業（訳者注、国および地方公共団体の共同事業）、「人権擁護委員制度」、外国人居住者に対する選挙権や公務員雇用の制限、第9条のある程度までの平和主義の実践、最近のロシアとの北方領土問題の外交交渉など、徐々に増えてきている信頼醸成への日本外交などです。否定的な側面について言えば、世界中の多くの外国人識者は日本の戦時中における侵略と虐殺行為を認めようとし、ない幾人かの有力な日本人の存在を厳しく見えています。また多くの日本観察者は周知のことですが、憲法第31条から40条に規定されている刑事手続き上の幾つかの権利の不履行などであります。

国際的インフラの良心的支持者

日本が世界のリーダーとしてその将来の地位を確認し得ることは、主として国連の“良心的支持者”であるかどうかにあります。日本はそうではなさそうに思えます。いったい何を日本はより強力に支持することが出来るのでしょうか。国連人権法の広範囲な実施、核・化学・生物兵器や地雷の国際的管理および破壊、平和維持活動のための正規の多国籍軍や警察の創設などです。日本は戦時、平時における災害救援や人道援助のための国連と個別国の裁量のもとに行動できる正規の組織を設置できるのでしょうか。

しかしながら、国際協力による日本のより良き道は二、三のそうした問題領域にあるというよりは、むしろ広くインフラの制度的構築に努力を向けることが望ましいということを私は提案したいのです。すなわち、ただアジアにおいてだけではなく、世界においても日本は国連の全機構や関連する「国際法」によって主要な「国際機構」の発展に集中するべきでしょう。国連改革の努力がどうなるかは今もって定かではありませんが、日本において行政改革が必要なごとく、国連でもまさに必要なのです。日本人にとって日本国内におけるよりも海外において有能さを発揮して国際的な

行政改革を推進することの方がやり易いのではないのでしょうか。インフラの構築によって世界共同体の問題に対して国際的な応答がより良く改善し、漸進させることは不可欠です。例えば国際犯罪法廷の設置、排出量基準管理、新海洋法のもとでの海洋資源の管理、難民支援の規定、飢餓や伝染病などの撲滅、軍備管理条約の実施、飢餓救済、世界貿易機構のものと公平な貿易、国際的知的所有権の保護、人権の擁護と推進などです。このような活動領域における質、技術的専門家の人的ニーズは膨大なものです。

なぜ日本が国際的インフラの構築に中心的役割を担うのでしょうか。それは日本は人的にも技術的にもまたその他の資源などの特色を持っているからであります。日本は有能な行政官や技術者、そして実務的にも組織に優れ、法律に習熟している市民を輩出しています。それにもまして、実効的な国際的諸制度や規則の発展のために中核である紛争調停や合意の構築のプロセスは、通常日本における意志決定過程やその回避過程に類似しています。

日本では通常みられる特徴である相当な辛抱、一貫性、規律正しさ、鋭敏さが多国間交渉に求められると考えられます。

結びにかえて

結びに、皆様が私の話のどこかしこで言及した国家主権、人権を尊重する憲法主義の哲学的基盤、国家安全保障、あるいは現行日本国憲法のもとでの国際協力において日本のリーダーシップが期待される主要な領域などについて、「新しい発想」をすでに見つけられたであろうと思います。多くの日本人は、これまでに公的にもあるいは民間の活動をとおして、また国際協力や憲法の教師やあるいはメディアの支援者として重要な貢献をされてきました。これらの控えめな世界市民は社会的に大いに認められませんでした。彼らこそが正当に認められるものであります。しかし、広く尊敬される国連難民高等弁務官である緒方貞子さんは、世界に卓越したリーダーシップと国際協力が日本人には可能であることをよく表すものであります。皆さんの中から、全員とまでは言わないまでも幾人かの人々はすでに寛大かつ啓発的な貢献をされております。私は心から称えたいと思います。皆様方は日本が真のリーダー的存在であることを示されたのであります。

(翻訳＝保岡孝顕)

"Japan's International Cooperation and the Constitution of Japan"

BEER Lawrence W.

SUMMARY

New ways of Thinking?

We need new ways of thinking, in Japan and in the world. Japan needs new ways of thinking to effectively deal with the opportunities and challenges of today and tomorrow. By showing, by example and by policy, imaginative, clear and confident new ways of thinking about international relations and constitutionalism, Japan can be one of the very few world leaders who will determine the course of human civilization in the twenty-first century.

New ways of thinking about humans and human rights. New ways of thinking about state sovereignty. New ways of thinking about national security. And new ways of thinking about international leadership. And new ways of thinking about international cooperation in the spirit of the Constitution of Japan, one of the world's oldest and most adequate basic laws.

The Present World Context ; The Spread of Human Rights Constitutionalism ; Why Bother?, National security and Article 9 ; Constitutional Renunciation of War by All ; An Innovative Exemplar?, Conscientious Supporter of International Infrastructure

Conclusion

In conclusion, I hope that somewhere in my remarks you have found a new way of thinking about state sovereignty, the philosophical foundations of human rights constitutionalism, national security or possible primary areas of Japanese leadership in international cooperation under the Constitution of Japan. Many Japanese have already made important contributions through public or private service or as teachers or media supporters of international cooperation and the Constitution.

〈研究ノート〉

戦争と人間—基地周辺の人々

保岡孝顕

(上智大学社会正義研究所)

はじめに

すでに一年半まえになるが、筆者は沖縄国際大学・アルスター大学、英国北アイルランド紛争解決民族問題研究所合同の企画で開催された「戦争・民族紛争は何をもたらしたか」をテーマとした国際平和学シンポジウム(1996年10月30日—31日、於 沖縄コンベンションセンター)に参加して感動を覚えた。その後97年9月11-13日に開催された日本カトリック正義と平和全国集会の「戦争と人間」の分科会に参加して、沖縄米軍実弾射撃訓練が直前に迫っていた自衛隊王城寺原演習場(宮城県旧陸軍演習場・元進駐軍練兵・野砲地)を金網フェンス越しに見学し、戦後農業開拓者として同地域に入植、強制買収土地取得解放闘争に携わった農民リーダー(鈴木正之)を囲んだ一日学習会「沖縄でいらないものは王城寺原でもいらない」に臨んだ。筆者は上智大学学内共同研究「国際協力と憲法」(96年度—97年度、主宰・栗城壽夫・樋口陽一)に参加しながら、日本国内体制と平和についてのテーマを追いかけて軍事基地をかかえる地域住民の反戦・平和運動の新たな視点、すなわちそれが提起する地域住民の平和価値創造運動のもつ主体性とその展開、方向付けを重視してきた。今回この研究ノートでは沖縄の場合に焦点をあて要約してみたい。

「基地の中の沖縄」—県民投票の意義

18年ぶり(沖縄復帰7年の1979年6月の日本平和学会沖縄研究大会参加、於 那覇市パシフィックホテル)2度目の沖縄を訪れ、依然として「基地の中の沖縄」の現状を目撃し、筆者は改めて厳しい状況を再認識させられた。また、当時、平和学会誌『平和研究』で感銘を与えた報告者の一人の大田昌秀氏(琉球大学)は、今や沖縄県知事に選出され県民とともに

に国政と県政に関わる最重要課題に日夜取組んで苦勞されている。

沖縄県で全国都道府県レベル初の住民投票が「沖縄整理・縮小と日米地位協定見直し」について実施され、県民投票者の89%、または全有権者の53.04%（投票率59%）、すなわち48万2,538人が基地整理・縮小に賛成意志を表明したのは宜野湾での国際平和学シンポジウム1カ月前のことであった。それは同様の趣旨でのこれまでの県民大会や県議会決議とは違い、文字どおり沖縄県民127万人の大多数が基地縮小、人権の回復、自治の確立への精神的高揚を直接体験し、メディアを通じて全国の人々との連帯を促進することができたところに意味があった。沖縄県民が主体的立場からの問題提起をしたのである。「自分の運命は自分たちで決めるという自治の原理が貫かれた」（石田雄、1996年）点で新たな方向付けと展開が県民自身の選択肢として表出された画期的な出来事であったといえよう。

同時にそれは、日本の安全保障と基地問題を「沖縄に局地化する」（坂本義和、1997年）という「本土」の人間の思考態度を真正面から問いただされたと筆者は考えたい。この点歴史的には「日本本土の非軍事化、民主化は沖縄を日本から分離すること、沖縄を基地化し、手段にしてそれを達成しようと企図された」（大田昌秀、1979年）、1960年代の安保改定期間において、当時日本の施政権外にあった沖縄を「本土なみ」として安保条約で取り扱おうとする政府自民党案に反対した革新勢力は、基地のある沖縄の状況下では日本全体が戦争に巻き込まれる危険につながるとする論理を展開したが、実は「その深層心理には沖縄に被害が及んでも本土に被害が及ばなければよいという感情があった」（日高六郎、1979年）、国会ではすみやかに基地の整理・縮小を行う趣旨の決議が採択されたまま今日まで具体的に実現しなかったこと（大田、最高裁判所米軍用地強制使用裁判での意見陳述、1996年）、その間に基地の存在が半世紀にもわたって構造化され、かくも地域住民の生命と財産に直接的脅威となった事例は、沖縄において全国のどの地域にもないなど周知の事実である。

民衆レベルでさえ、「本土」の人間には沖縄問題は直接生活に関係がないとする思考と行動がある。国際平和学シンポジウムにおいて、「沖縄独立論」には「わしらは知らないから、お前らは独立したらいいい」という意味合いがあり、日米安保体制の根幹に関わる沖縄の基地問題を、日本国民の課題から分離して「たたかいを分断」することになる（安仁屋政昭）と

の厳しい指摘は真摯に受け止めなければならない。沖縄県民が強く今求めていることは国民各層との「連帯のたたかい」であろう。

アジア・太平洋諸民族に対する加害者意識の欠落

もうひとつの重要な変化を見て取ることができた。それは18年前の「1980年代の沖縄—平和と自立、内発的発展の展望」を掲げて開催された平和学会研究大会の当時は十分に研究の視野に見られなかったアジア・太平洋諸民族に対する民衆レベルでの「加害者としての意識化」が、今回の沖縄平和学国際シンポジウムをとおして明らかにされた。それは加害・被害の両側面から総合的・統一的に戦争と暴力がもたらしたアジア・太平洋地域の民衆との連帯を我々は欠落させて来たということである。それに留意した平和研究の視座には一国（Center）の民衆（Periphery=周辺部）が、なぜ他国(P)の民衆(P)を侵略し、支配するに至るかの直接的暴力もしくは構造的暴力の分析視点を明らかにすることが求められ、またその上で構造変革をどのように達成していけばよいか諸条件を提示することにある。

シンポジウムで注目されたのは世界的平和研究者の元オスロ大学平和研究所長、現ヨーロッパ平和大学教授のヨハン・ガルトゥングであった。ガルトゥングは冒頭、平和学とは直接的暴力、構造的暴力、そしてこの二つを正当化する文化的暴力によってもたらされた人間の苦悩をどう緩和するか、また直接的平和、文化的平和の諸条件は何か、などを併せて研究することにあると概念規定を行った上で「沖縄、アルスター、ハワイ、タヒチ、北ダコタ、セミパラチンスクなどの地域が共通にもっていることは、これらの地域がすべて第二次大戦後、または冷戦後に出現した大国の最周辺部に位置し、過去または現在、強大国の戦略兵器群の実験、配備、発射地として使用されてきた」と指摘しながら、その理由を列挙した。

1. 核実験は危険が伴うし、失敗の可能性もある。従って中心部よりも周辺部に配備したほうがよい。
2. 実験と指令・配備・発射地は的が誰であれ非常に高い攻撃目標となる。従って中心部を危険から護るために周辺部に配備したほうがよい。
3. 周辺部にはまた組織や通信や知的供給源（例えば、大学がない等）

からの指令が乏しく、それだけ抗議運動の可能性も低く、また軍事・基地雇用とスピノフ効果によって金銭的解決法が容易である。

そして、実戦という厳しいテストを経た地域にハワイ、アルスターと沖縄の三カ所を挙げたのである。そして「いずれの地域、すなわち周辺部の民衆は潜在的にも犠牲を強いられるまで利用され、かつ中心部と周辺部の共通の目的、すなわち愛国主義で覆い隠され得る。周辺部の指導者は割り当てられた役割に誇りを感じる者さえいる。これによって本土や中央への攻撃の可能性を減少させる一方で、本質的には自己の同胞を犠牲にすることである」と明解に分析した。それはまさに前述の「本土の人間」が安保・基地問題を沖縄に局地化するのはどうしてであろうかについての厳しい内省への一助となると、筆者は考える。初代日本平和学会会長で昨年暮れ急逝された関寛治氏は、筆者と会場近くで食事しながらそのガルトウングの平和研究の本質的な貢献を称賛されていたことが印象的であった。

国際平和学シンポジウムでは「基地沖縄」、すなわち基地・安保の押しつけを容認することで、県民みずからが間接的な加害者になってきたことで心が痛むとの発言（安仁屋）や朝鮮戦争における出撃、補給基地（1950年代）、ベトナム戦争における出撃、補給、兵たん基地（1960年—70年）、さらに湾岸戦争「1991年」における出動基地化などによってアジアの人々が命を奪われ、国土が破壊されたことの加害者的役割を引き続き日本国民が担わされているとの詳細な報告（石原昌家）が相次いだ。

ガルトウングや沖縄の各報告者の一致点は、まさに日米安保というこの特殊な同盟関係において、アメリカが保障問題を定義し、日本が基地費用を負担し、沖縄が大きな危険を冒している。こうした基地沖縄の現実の平和的生存権を謳い、戦争放棄の規定をもつ日本国憲法の理念にも「公益」にも合致できない現状（国は“公益”のために県民の土地を強制使用すると主張するが、軍事基地としてのそれが憲法的な意味で“公益”と言えるであろうかの文脈）を明確に提起したことにあった。

国防の名のにおいて一部の国民が犠牲にされたり、憲法で保障されている財産権が無視され、強制的に土地を収用される事態が「永続化」すれば当然、国の防衛自体が問われるであろう。本来守られてしかるべき対象の国民が享受しなければ、いったい何を守るための防衛であろうか甚だ誰し

もが疑問に思うところであろう。とくに沖縄の民衆は沖縄戦において祖国防衛の名のもとに戦争にかり出され、死の道づれを強制された記憶は今もなお生々しく残っている。生命の尊厳（命こそ宝＝ぬちどうたから）が全く踏みにじられた原体験がある。

「ぬちどうたから＝命こそ宝」沖縄の内発的平和思想

最後に筆者の着目した三つ目の大きな変化とは、地方自治の拡大を求める国民運動の枠組みで沖縄が主体的に積極的平和の担い手として、安全保障に関してもうひとつの選択肢を提示することによって今日の平和学の課題に貢献しているという事実である。地方自治の民主主義の成熟であると評価できるであろう。こうした一貫した沖縄の平和を希求する実戦行動の背景にあるのは何であろうか。すべての人間の尊厳が等しく保障される上で最も大切な「ぬちどうたから」思想、人間と自然との「共生」の思想を指摘せねばならない。

沖縄文化の根底には異民族や異文化との共生、日本本土の文化を「Warrior's Culture＝武士の文化」と規定するなら、沖縄の文化は「Absence of Militarism＝非武の文化」、あるいは武に対する「文の文化」とも言われている。また、沖縄研究者によると沖縄には「太古から殺戮を意味する言葉がなかった」(仲原善中, 1979年)と言う。さらに自然との共生を大切にする「共生の思想」がしっかりと根付いているとも言われている。

このように「武器を以て争うことを忌み嫌う伝統的な生き方を大事にしてきている沖縄県に軍事基地が置かれ、前述のごとき朝鮮戦争はじめベトナム戦争や湾岸戦争時には米軍の出撃、兵たん基地として使われ、自らの意志に反して他国民を死傷せしめる加害者となっていることに多くの沖縄県民はひどく心を痛めている」と大田知事は前述の最高裁での意見陳述で述べている。

平和創出運動—沖縄県の実験

沖縄県は前述の沖縄の内発的平和思想ともいうべき「ぬちどうたから」の具現化に主体的な役割を見い出そうとしている。今、自らの意志で、2015年を目途に計画的かつ段階的に米軍基地の返還を求める「基地返還

アクションプログラム」を作成して、21世紀の沖縄を方向付ける「国際都市形成構想」、すなわち、基地のない、自然災害にも耐え得る平和で緑豊かな沖縄を築き、国内はもとよりアジア諸国などと技術、経済、文化など、「人」、「物」、「情報」の交流が図られる国際都市を目指す（大田ほか）、ことが報告された。ヨハン・ガルトゥングも沖縄がアジアのジュネーブを目指すことを最重要視した。すなわち彼はスイスがジュネーブを紛争当事者の会見場所にすることに成功した事例を示しながら、具体的な提案をした。

1. 大学が協力して、研究センターを設立する。外交官、軍人、平和活動家を対象に毎年夏期コースを開講し、信頼醸成を構築し、彼らを有能な平和行動者に変身させる。

2. 沖縄県は傑出した大田知事の指導のもとに基地の跡地に平和ダイアログ・センターを設立し、境界紛争の事例、すなわち中国と台湾、北朝鮮と韓国の紛争当事者、例えば女性代表団でもよい。それぞれを1カ月間共同生活させ、討論、対話を奨励する。

3. NGOsや地方自治体にならって、隣国のネットワークを構築する。そのためには自立経済が存在することが前提である。「基地沖縄」と言う基地経済の制約要因故に復帰後も自立的な発展の基盤は依然脆弱であり、県民一人当たりの所得は211.8万円で全国最下位（1997年）、失業率7.7%（1990年）で全国平均の2倍、本土との経済格差の是正が困難を極

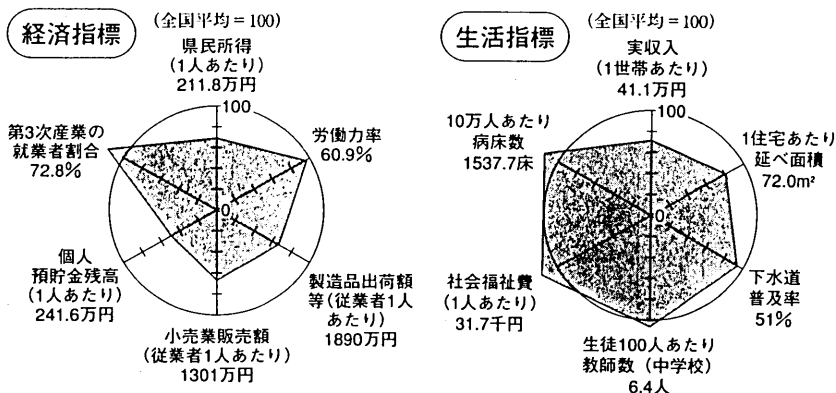


図 (出所:『県勢1998』国勢社, 120頁)

めている現状に十分留意する必要がある。(図参照)

沖縄の反戦・平和運動の敷衍

日本国憲法の平和主義は、「平和と民主主義と人権尊重の3大原則の密接な関連において政治と法、国際社会と国内社会の双方にまたがる総合的な視野と理解とを要する複合的な原則である」(深瀬忠一, 1978年)が、長い米軍の異民族支配の戦争や軍備による侵害・抑圧から沖縄が脱却して日本復帰をしようとしたのは日本国平和憲法の理念にほかならないのではないだろうか。127万人を数える沖縄県民の尊い反戦・平和運動はまさにその憲法の平和主義の指針に従った諸政策が政治的、法的、制度的にも再構築されなければならないことを一貫して訴えてきている。まさに国際正義の命じるところであろう。「沖縄の心」は、平和憲法が保障する「反戦平和」、「人権回復」、「自治確立」という考えがその柱であり、その点まさに日本国民の平和に徹した基本的人権(平和的生存権)を敷衍するかけがえのない模範である、と筆者は再認識するのである。

War and Mankind : People living next to Military Bases

YASUOKA, Takaaki

SUMMARY

The author was given a new insight on possibility of Community-based Peace and Development Initiative from Municipality level.

In prefectural level, a prefecture-wide referendum over the US base question was conducted in Okinawa on September 1996 and the majority of the Okinawan electorate voted for reductions of the bases. Their interest in and desire for peace-initiative has thus become manifest by exercising their rights of local self-government.

The author examines some elements why national security problems and bases have been shouldered disproportionately upon and by the Okinawan people in comparison with peoples in "Hondo", the mainland, and such perception gaps over the security issues and bases exist between the residents in Okinawa and the non-residents in Hondo.

In this regard, the above-mentioned Peace Studies Symposium contributed by identifying Okinawa being a far periphery of some big country and involved in the World War II or the Cold War, and was and is used as testing and or stationing/launching area for major strategic weapon systems/operations. People in such periphery areas are being used even to the point of potentially being sacrificed.

Significant changes in recent peace studies and peace movement are phenomenally observed. With a background of strong non-violence tradition, "Nuchi-du-Takara" (life itself is a treasure), Okinawa is to become a locus for the promotion of peace "a Zone of Peace".

上智大学社会正義研究所活動報告 (1997年～1998年)

I 概 要

上智大学社会正義研究所 (Institute for the Study of Social Justice=ISSJ, Sophia University) は、上智大学の建学理念であるキリスト教精神に基づいて変動する世界における諸問題を社会正義の視点より学際的に研究し、その成果を教育と実践活動の用に供することを目的とし、1981年4月に設立された。

研究活動では、現代社会の正義に関わる諸問題について所員の専門分野からの個別研究を、また共同研究では、各学部学科より研究メンバーを編成し、学際的アプローチで1～2年のプロジェクトを実施している。それらの成果は、年1回発行の『社会正義』紀要や報告書などの形で刊行している。海外調査研究では、とくにアフリカの難民・国内避難民をテーマに取り上げ、「世界の貧しい人々に愛の手を」の会 (Sophia Relief Service=SRS-難民, 貧しい人々への援助団体で当研究所下部組織, 1981年5月設立) の援助対象地域である東アフリカ8カ国に1981年より現在までに8回の調査研究班を派遣し、実地調査を行っている。

教育活動では、国内外の専門家や研究者を招聘し、月例公開講演会や国際シンポジウムを開催している。1997年度は、公開講演会やシンポジウムを開催し、学内・学外から多くの参加者を得た。とくに、1997年12月、本学にて開催の第17回国際シンポジウムは、「国際協力と日本国憲法」をテーマとして取り上げ、国際基督教大学社会科学研究所と主催した。1998年度第18回国際シンポジウムは多元的民族社会の変動、緊張、調和をテーマに開催予定である。

実践活動では、前述の「世界の貧しい人々に愛の手を」の会は、設立以来全国から善意の募金協力によって、東アフリカのキリスト教系開発援助団体に支援を行ってきた。なお、1997年3月2日～3月17日の期間、上智大学アフリカ難民現地調査を実施して、これに2名の所員をケニア・エチオピアに派遣した。

以上、当研究所は、「正義の促進」「他者のための奉仕」の課題に挑戦するべく微力ながら研究、教育、実践活動に携わっている。

II 所員・事務局

所 長	山 田 經 三	経済学部教授（組織・リーダーシップ論）
所 員	林 邦 夫	理工学部教授（材料力学，構造力学）
	樋 口 陽 一	法学部教授（憲法学）
	鬼 頭 宏	経済学部教授（経済学）
	栗 城 壽 夫	法学部教授（憲法学）
	アンセルモ・マタイス	文学部教授（人間学，倫理学）
	理辺良 保 行	文学部教授（人間学）
	冷 水 豊	文学部教授（社会福祉学）
	武 市 英 雄	文学部教授（新聞学）
	渡 部 清	文学部教授（哲学）
兼任所員	村 井 吉 敬	外国語学部教授（東南アジア社会経済論）
客員研究員	エドワルド・ホルヘ・アンソレーナ	本学非常勤講師（人間学）
事 務 局	保 岡 孝 顕	主事
	向 山 奈 央 子	特別嘱託（1997 年 4 月 1 日～1998 年 3 月 31 日）

研究所所在地 〒 102-8554 東京都千代田区紀尾井町 7-1
上智大学中央図書館 7 階 713 号室
TEL 03 (3238) 3023, 4237
FAX 03 (3238) 3885 (大学共用)
03 (3238) 4237 (直通)

III 研 究 活 動

1. 1997 年度学内共同研究

「国際協力と憲法」

研究代表者：栗城壽夫

研究分担者：ピセンテ・ボネット（文学部人間学研究室教授），ハイメ・カス
タニエダ（同），マリア・コルテス（上智短期大学），樋口陽一，

『社会正義』(17号, 1998, 上智大学)

今井圭子 (外国語学部国際関係副専攻教授), アンセルモ・マタイス, 理辺良保行, 武市英雄, 山田經三, ディビッド・ウエッセルズ (外国語学部国際関係副専攻教授), 保岡孝顕

特別参加者: ホセ・ヨンパルト (上智大学法学部教授), 田村諄之輔 (同教授)
冷水豊, 水島朝穂 (早稲田大学法学部教授), ギー・アグニエル (太平洋フランス大学公法学科長, ニューカレドニア)

研究活動:

(1) 「国際協力と憲法—ドイツの場合—」

栗城壽夫 '97年4月23日

(2) 「国際社会と憲法」

ホセ・ヨンパルト '97年6月3日

(3) 「予防外交—武力対決を超えて」

今井圭子 '97年7月2日

(4) 「国際協力—アジア・太平洋地域と日本」

(国際シンポジウム「国際協力と日本国憲法」パネル・ディスカッションの一部共催)

ギー・アグニエル '97年12月7日

(5) 「平和の憲法構想を語る—『有事』論を超えて」

水島朝穂 '98年1月13日

(6) 「研究総括」合宿 (於: 上智湘南ハイム) '98年3月7日~8日

「研究総括」栗城壽夫

「グローバル化時代における報道のあり方」武市英雄

「環境と公益信託」田村諄之輔

IV 教 育 活 動

1. 講演会

- ・1997年4月21日「アフリカ難民の実情—帰国報告会」

(本学中央図書館 921 会議室)

報告者 鬼頭 宏

理辺良保行

- ・1997年5月29日「アイヌ民族とアイヌ新法をめぐって」

(本学 7 号館特別会議室)

講師 萱野茂（参議院議員）

- ・1997年7月10日「ガンジーの孫が語るマハトマ・ガンジーの哲学と今日のアジア」（本学7号館特別会議室）

講師 ラジモハン・ガンジー（インド政策研究所教授，平和・人権活動家）

- ・1997年10月24日「マザー・テレサを偲んで一祈りと分かちあい」（本学中央図書館 921 会議室）

ビデオ上映

「マザーテレサ 福音のこころ」

アンセルモ・マタイス

「分かちあい」

白柳誠一枢機卿（カトリック東京大司教）

千葉茂樹（映画監督）

奥谷俊介（文筆家、『イエスを愛した女 マザー・テレサ』編集協力）

井上英治（上智大学文学部教授）

- ・1997年11月14日「大地を人間に地雷被災者，レットさん（97年度ノーベル平和賞共同受賞者）は語る」（本学10号館講堂）

講師 トゥン・チャンナレット（ノーベル平和賞共同受賞者）

司会 保岡孝顕

主催 上智大学人間学研究室

共催 上智大学社会正義研究所，上智社会福祉専門学校，上智大学カトリックセンター，地雷廃絶日本キャンペーン，イエズス会社会司牧センター

- ・1997年11月20日「ニカラグアの現状－地域共同体運動」（上智会館第6会議室）

講師 ミゲル・デスコト師（元外相，ニカラグア地域共同体開発協会顧問）

共催 上智大学イベロ・アメリカ研究所

- ・1998年1月13日「平和の憲法構想を語る－『有事』論を超えて」（本学中央図書館 812 会議室）

講師 水島朝穂（早稲田大学法学部教授）

共催 学内共同研究「国際協力と憲法」（代表：栗城壽夫）

2. シンポジウム

・1997年12月6日～7日

第17回国際シンポジウム「国際協力と日本国憲法」

（本学中央図書館921号室）

主催 上智大学社会正義研究所

国際基督教大学社会科学研究所

————プログラム————

第1日目

9：45 開会の辞 オリエンテーション

山田経三（上智大学社会正義研究所長）

10：00 基調講演 「日本の国際協力と憲法」

加藤周一（評論家）

ローレンス・W・ビーア（ラファイエット大学名誉教授，米国）

金 哲洙（ソウル大学教授，韓国）

司会 保岡孝顕

12：30 休憩

13：30 ワークショップ（1） 「国際協力と地方自治」

江橋崇（法政大学教授）

長洲一二（前神奈川県知事，かながわ学術研究交流財団理事長）

司会 保岡孝顕

15：40 ワークショップ（2） 「国際協力—戦後補償の諸問題」

大脇雅子（参議院議員）

高里鈴代（沖縄県那覇市市議会議員）

司会 理辺良保行

18：00 レセプション

第2日目

13：00 ワークショップ（3） 「非軍事的国際貢献」

功刀達朗（国際基督教大学教授，国際協力研究会代表）

武者小路公秀（明治学院大学教授，反差別国際運動＝IMASDR 事務局長）

司会 栗城壽夫

共同の祈り

15:00 パネル・ディスカッション

「国際協力ーアジア・太平洋地域と日本」

パネリスト ギー・アグニエル（太平洋フランス大学公法学科長，
ニューカレドニア）

ローレンス・W・ピーア

金 哲洙

武者小路公秀

司会 樋口陽一（上智大学教授）

17:30 閉会の辞 大森元吉（国際基督教大学社会科学研究所長）

V 実践活動

1. 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

当会は1979年～1981年の上智大学インドシナ難民救援活動を1981年5月より当研究所の実践活動の一つとして引き継いだ。当会は主に東アフリカ（ケニア・ソマリア・タンザニア・スーダン・エチオピア・マラウィ・モザンビーク、ウガンダ）の難民、抑圧や飢餓、貧困に苦しむ人々への援助活動を行っている。その援助及び活動の資金は全国の募金協力者（現在約700名）による自発的募金を主とし、そのほかにチャリティバザー、コンサートなどによるもので特に会員制はとっていない。寄せられる募金（過去16年間の募金総額約1億6千2百万円）は、現地の実情調査や情報分析に基づき、信頼できる現地のキリスト教系救援・開発団体に全額配分され、年に二度定期送金される。また、1981年以来二年毎に東アフリカ地域の援助先へ現地踏査を継続して行って適確なニーズの把握とプロジェクト評価を得るよう努めている。また従来の難民救援活動の全学的取り組みの精神を生かしながら、当会は本学の教職員・学生ボランティアや学外の支援者によって構成、運営されている。なお、評論家で『人間の大地』著者の犬養道子氏には会の設立当初尽力いただき、特別顧問として協力を得た。

所在地 〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1

上智大学社会正義研究所気付

TEL 03-3238-3023, 4237, FAX 03-3238-3885, 4237

代表者 アンセルモ・マタイス
援助対象事業 食糧・衣料援助, 保健医療, 住宅・病院・学校建設, 教育活動, 職業訓練, 井戸掘り, 物資輸送, 通信, 緊急救援など
援助形態 資金助成, 情報提供
援助対象国 エチオピア, ケニア, スーダン, ソマリア, マラウイ・モザンビーク, ウガンダ (1998年3月現在)
援助先団体名

<1997年度援助先及び送金額>

①エチオピア

<イエズス会救済事業> 1,217,750 円

援助総額 (1983年～97年) 27,804,058 円

ハウゼンにおいては, 小学校・中学校を再建すると共に, 農業, 植林, 給水, 女性の自立プログラムなどの小規模復興開発プロジェクトを行っている。UNHCR等の協力で, ソマリア人, スーダン人, 中部アフリカ人の新たな難民援助プログラムを設立している。

②ケニア

<ニュンバニ小児施設> 599,950 円

援助総額 (1994年～97年) 2,219,400 円

この施設では, 生後間もなく母親に捨てられたエイズに感染した乳児を受け入れている。エイズに感染している子どもがナイロビで捨てられているという。ニュンバニでは45人のHIV陽性の子どもを受け入れている。

<イエズス会難民事業> 1,153,500 円

援助総額 (1992年～97年) 7,121,400 円

UNHCRとの共同事業として, ケニア国内のソマリア難民に対する医療援助や自立のための復興事業, エチオピア難民・ルワンダ難民に対する食糧援助住宅援助を行った。

<イエズス会カンゲミ教会> 664,980 円

援助総額 (1989年～97年) 2,978,909 円

カンゲミ・スラム(ナイロビ郊外)で教区事務所, 司祭館, 診療所, 幼稚園, 小学校, 給水施設, 職業訓練センターの建設。なお, この援助はこれまでに毎年開催したアフリカ難民チ

ャリティコンサートの収益によるものである。

③スーダン

＜スーダン・エイド＞ 574,250 円

援助総額（1984 年～97 年） 14,964,858 円

スーダン南部のウガンダ難民の難民自身による小規模商業活動（靴屋・靴修理屋・仕立屋・ビール作り・水売り・燃料屋・漁業・小さなレストラン・伝統工芸店・耕作支援など）、初等教育設備の充実のための支援を行っている。

④ソマリア

＜カリタス・ソマリア＞ 1,212,750 円

援助総額（1981 年～97 年） 33,224,874 円

難民に対する援助を行うと共に、ソマリア北部でのプロジェクトとバクール地方での香の貿易への協力を続けている。またソマリア北部のハルゲイサ病院精神科棟の修復と新たな外来患者診療を開設した。我々の援助金は、道路建設及び Food for Work プロジェクトに用いられている。道路は孤立した地域の人々に、交易、衛生、教育の向上の機会を与えるためのものである。food for work プロジェクトは、単に食糧を「恵む」のではなく、経済的に貧しい人々に労働の機会を提供し、その報酬として食糧を提供するものである。

⑤モザンビーク

＜教区スクールプロジェクト＞ 611,950 円

援助総額（1997 年） 611,950 円

北東モザンビーク、リチング管区に属するニアッサ教区は貧困の激しい地域である。この地域の学校に行けない子どもたちのために、教区は教育プロジェクトを行っている。優先課題は、ベンチや黒板、教科書といった学用品と、教師への謝礼、労働の対価としての人々への資金援助である。

⑥ウガンダ

＜イエズス会難民事業＞ 349,200 円

援助総額（1997 年） 349,200 円

97 年現在、数百人いるウガンダの都市難民のために、教育、食料援助、経済支援等の多岐にわたるプロジェクトが行われ

『社会正義』(17号, 1998, 上智大学)

ている。

学内外での募金活動

1997年10月17日～18日 チャリティーバザー (上智大学内)

収益金 342,283円

1997年12月13日 第9回アフリカ難民チャリティーコンサート
(本学10号館講堂)

主催: 深見淑美・「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

寄付金 664,980円

ニュースレターの発行

会の活動は『世界の貧しい人々に愛の手を』を年2回発行し、寄付協力者への報告、難民救援へのアピールを行っている。

募金の受付

口座名義 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会
郵便振替口座 00180-9-86078
銀行口座 (普通預金) さくら銀行四谷駅前支店
3090766

VI 出版活動

・紀要『社会正義』紀要17 (本書)

「国民の基本的コンセンサスを保持するものとしての憲法裁判制」栗城壽夫,
「グローバリゼーション時代の経営倫理」山田經三, 「日本の国際協力と憲法」ローレンス・W・ピア, 「戦争と人間—基地周辺の人々」保岡孝顕,
上智大学社会正義研究所活動報告 (1997-1998年)/ISSJ Reports

・学内共同研究「国際協力と憲法」(1997年度) 報告書 1998年3月出版

・第16回国際シンポジウム報告書「国際協力と日本国憲法」国際基督教大学社会科学研究所・上智大学社会正義研究所編, 現代人文社 1998年10月出版 予定

・第8回アフリカ難民現地実情調査報告書『「アフリカ難民の実情」上智大学

「アフリカ難民現地実情調査報告 1997 年」 1997 年 7 月

- ・ ニュースレター「世界の貧しい人々に愛の手を」 No.33 1997 年 7 月，同
No.34 1997 年 12 月

INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

I. ORIGIN AND AIMS

The ISSJ was established at Sophia University on April 1, 1981.

The purposes of the ISSJ are to investigate the conditions of social justice in the domestic and international areas and to contribute to the promotion of social justice, peace, and development of humanity based on interdisciplinary efforts.

The ISSJ emphasizes the need for wider support and cooperation from various research institutions, both local and abroad, in pursuit of these objectives. In accordance with this, the ISSJ undertakes research projects on justice issues. Results of research projects and other activities are published annually in *Shakai Seigi* (Social Justice) .

II. ADMINISTRATION AND STAFF

Director

YAMADA Keizō (Professor, Management, Business Ethics)

Staff Members

HAYASHI Kunio (Professor, Mechanical Engineering)

HIGUCHI Yoichi (Professor, Constitution)

KITO Hiroshi (Professor, History of Japanese Economics)

KURIKI Hisao (Professor, Constitution)

MATAIX Anselmo (Professor, Philosophical Anthropology, Ethics)

RIBERA Hoan (Professor, Philosophical Anthropology)

SHIMIZU Yutaka (Professor, Social Welfare)

TAKEICHI Hideo (Professor, Journalism)

WATABE Kiyoshi (Professor, Philosophy)

Associate Member MURAI Yoshinori (Professor, Socio-economics)

of Southeast Asia)

Visiting Researcher

ANZORENA Eduardo Jorge (Lecturer, Philosophical Anthropology)

Administration

YASUOKA Takaaki (Executive Secretary)

MUKOYAMA Naoko (Part-time staff, April 1, 1997~March 31, 1998)

Location

The ISSJ is located at Sophia University (Room # 713, 7 th Floor of the Central Library Building) 7-1, Kioi-cho, Chiyoda-ku, Tokyo
Postal Code 102-8554, Japan.

Tel.03-3238-3023, 4237. Fax.03-3238-3885, 4237.

III. ACTIVITIES (1997~1998)

Activities of the ISSJ are organized in four categories :

A-Research, B-Lectures and Symposia, C-Outreach Projects of Sophia Relief Service attached to ISSJ, and D-Publications.

A : Research

Interdisciplinary research is carried out in the form of an intra-campus research group financed by Sophia University.

● **The theme of intra-campus research in 1997 was Japan's International Cooperation and Constitution.**

The members were chosen from different disciplines to investigate the various conditions and factors which would promote Japan's International Cooperation for World Peace.

The study team held monthly regular study sessions and produced its research report by the end of March 1998.

Research Members

KURIKI Hisao (Professor, Constitution)

BONET Vicente (Professor, Philosophical Anthropology)

CASTAÑEDA Jaime (Professor, Philosophical Anthropology)

CORTES Maria (Associate Professor, English, Sophia Junior College)

HIGUCHI Yoichi (Professor, Constitution)

IMAI Keiko (Professor, Development Economics)

MATAIX Anselmo (Professor, Philosophical Anthropology)

RIBERA Hoan (Professor, Philosophical Anthropology)

TAKEICHI Hideo (Professor, Journalism)

YAMADA Keizo (Professor, Management)

WESSELS David (Professor, International Relations)

YASUOKA Takaaki (ISSJ)

Guest Members

LLOMPART J  se (Professor, Legal Philosophy Sophia University)

SHIMIZU Yutaka (Professor, Social Welfare, Sophia University)

TAMURA Junnosuke (Professor, Commerce Law, Sophia University)

AGNIEL Guy (Professor, French University of Pacific, New Caledonia)

MIZUSHIMA Asaho (Professor, Constitution, Waseda University)

Research Reports

“International Cooperation and Constitution” is scheduled to be published in March 1998.

1) April 23, 1997

“International Cooperation and Constitution”: A Case Study on Germany

KURIKI Hisao (Professor, Constitution)

2) June 3, 1997

“International Society and Constitution”

LLOMPART J  se (Professor, Legal Philosophy)

3) July 2, 1997

“Preventive diplomacy-Beyond the military confrontation”

IMAI Keiko (Professor, Development Economics)

4) December 6 and 7, 1997

“Les réflexions d'un naïf insulaire du pacifique sur le rôle du Japon dans la région”

AGNIEL Guy (Professor, French University of the Pacific, New Caledonia)

B : Lectures and Symposia

● Lectures

April 21, 1997

“The actual conditions of the African Refugee and Displaced Persons”

KITO Hiroshi (Professor, Economics)

RIBERA Hoan (Professor, Philosophical Anthropology)

May 29, 1997

“The Ainus and new Ainu Law,”

KAYANO Shigeru (Member of the House of Councillors National Diet)

July 10, 1997

“On Mahatma Gandhi and Asia Today,”

GANDHI Rajimohan (Gandhi's grandson, Activist for peace and human rights, India)

October 24, 1997

“A Tribute of Mother Teresa-Prayer and Sharing,”

MATAIX Anselmo (Professor, Philosophical Anthropology)

SHIRAYANAGI Seiichi (Cardinal, Archdiocese of Tokyo)

CHIBA Shigeki (Movie director)

OKUYA Shunsuke (Writer)

INOUE Eiji (Professor, Philosophical Anthropology)

November 14, 1997

“Bring back our great earth land for human being Talk by a victim of the Land-Mine,”

TUN Channareth (Nobel Peace prize Laureate, Cambodia)

Sponsor : Department of Philosophical Anthropology

Co-sponsor : ISSJ, Sophia School of Social Welfare, Sophia Catholic

【社会正義】(17号, 1998, 上智大学)

Center, Japan Campaign to Ban Land Mine and Jesuit Social Center
November 20, 1997

“The Actual Situation of Nicaragua: The Regional Community
Movement”

D'ESCOTO Miguel (Adviser of FUNDECI, Former Secretary of
Foreign Affairs)

Co-sponsor: Iberoamerican Institute
January 13, 1998

“Japan's conception of Peace Constitution-Beyond the argument of
New Japan-US Defense Cooperation Guideline about ‘situations that
may emerge in the areas surrounding Japan and which will have an
important influence on the peace of Japan’, ‘Yuuji’”

MIZUSHIMA Asaho (Professor, Constitution, Waseda University)

*Jointly held with the Intra-campus Research '97, “International
Cooperation and Japanese Constitution”.

● Symposium

December 6 and 7, 1997

**The 17th International Symposium was held under the theme “Inter-
national Cooperation and Japanese Constitution”**

Co-sponsor: Institute for the Study of Social Justice, Sophia
and Social Science Research Institute,
International Christian University

PURPOSE

Pope John Paul II appealed at Hiroshima in 1981. “To remember the
past is to commit oneself to the future.”

Fifty years have passed since Japanese Constitution had put into
effect. Now, the Constitution is confronted with various situations that
the principle of “Peace Constitution” could not predict, at the time of
promulgation such as North and South problems, global environment
crisis, and New Guidelines for Japan-U. S. Defense Cooperation.

On the occasion of 50 th anniversary of enactment of the Japanese

Constitution based on principle of pacifism as the turning point, we will have a critical view on the course of Japan's future through each sessions, "International cooperation and Japanese constitution," "International Cooperation and Municipality," "International Cooperation-the problems of compensation," "Non-military International Contribution," "International Cooperation-Asia-Pacific region and Japan."

PROGRAM OF THE SYMPOSIUM

December 6, 1997

- 9 : 45 Opening Address
 YAMADA Keizō (Director, Institute for the Study of Social Justice)
- 10 : 00 KEYNOTE SPEECHES
 KATO Shuichi (Critics)
 BEER Lawrence W. (Professor Emeritus, Lafayette College, USA)
 KIM Tscholsu (Professor, Seoul National University, Korea)
 Chaired by YASUOKA Takaaki (ISSJ)
- 12 : 30 Lunch
- 13 : 30 WORKSHOP (1) "International Cooperation and Municipality"
 EBASHI Takashi (Professor, Hosei University)
 NAGASU Kazuji (The former governor of Kanagawa Prefecture)
 Chaired by YASUOKA Takaaki
- 15 : 40 WORKSHOP (2) "International Cooperation-the problems of War Compensation"
 OWAKI Masako (Member of the House of Councillors)
 TAKASATO Suzuyo (City Councillor of Naha city, Okinawa prefecture)
 Chaired by RIBERA Hoan (Professor, Sophia University)

18 : 00 Reception

December 7, 1997

13 : 00 Prayer MATAIX Anselmo (Professor, Sophia University)
WORKSHOP (3) "Non-military International Cooperation"
KUNUGI Tatsuro (Professor, International Christian University)

MUSHAKOJI Kinhide (Professor, Meiji Gakuin University)
Chaired by KURIKI Hisao (Professor, Sophia University)
15 : 00 PANEL DISCUSSION "International Cooperation-Asia-Pacific region and Japan"
Chaired by HIGUCHI Yoichi (Professor, Sophia University)
Panelist : AGNIEL Guy (Director, Faculty of Law, French University of Pacific, New Caledonia)

BEER Lawrence W.

KIM Tscholsu

MUSHAKOJI Kinhide

17 : 30 Closing Address

OMORI Motokichi (Director, Social Science Research Institute, International Christian University)

C : Outreach Projects of Sophia Relief Service attached to ISSJ

(Director : MATAIX Anselmo, Founded in 1981)

Statement of Disbursement (April 1997-March 1998)

1. Ethiopia : Jesuit Refugee Service-Resettlement and Rehabilitation Programs of Displaced People in Hawzien Tigray Region. (¥1,217,750)
2. Kenya : Nyumbani, Children of God's Relief Institute, Community-Based Health Program for HIV patients. (¥599,950)
3. Kenya : Jesuit Refugee Services (JRS) as an implementing partner of UNHCR deal with the Health, Food Service and Rehabilitation Programs for Somalians, Ethiopians and Rwandan Refugees. (¥1,153,500)

4. Kenya : St. Joseph the Worker Kangemi Parish Projects for the less-privileged residents in Kangemi slums. (¥664,980)
5. Sudan : Education Program for displaced children and Ugandan refugee children in the South run by Sudan Aid (Catholic NGO). (¥574,250)
6. Somalia : Mogadishu, Northern Region, Post-Emergency and income generating activities for returnees and displaced people run by Caritas Somalia. (¥1,212,750)
7. Mozambique, Education Programs for the poor children. (¥611,950)
8. Uganda : Jesuit Refugee Service-Education and food projects for the urban Refugee (¥349,200)

The ISSJ dispatched the two-men research team to Kenya and Ethiopia from March 2 to March 17, 1997, to conduct the research of African refugees and displaced people. This research program started since 1981.

D : Publications

The ISSJ publishes research papers and academic journals.

1. Academic Journals

Shakai Seigi, Vol. 17 (Tokyo : ISSJ, Sophia University, 1997)

Contents :

“Economics and Business Ethics in the era of Globalization-Business Ethics and Cooperation of Religions-” YAMADA Keizo, “The constitutional judgement system for the maintenance of national consensus” KURIKI Hisao, “International Cooperation and Constitution in Japan” BEER Lawrence. W, “War and Mankind- The Residents around Bases” YASUOKA Takaaki, The Reports : Activities of 1997-98, Institute for the Study of Social Justice, Sophia University

2. Research Paper

“*Africa Nanmin no Jitujo*” The 8 th report : the actual conditions of the African Refugee and Displaced Persons (Tokyo : ISSJ, Sophia University, March, 1997),” July, 1997.

“*Kokusai-kyōryoku to Kempo*” Japan’s International Cooperation and Japanese Constitution (Tokyo: Intra—campus Research Group, Sophia University, March, 1998)

3. Symposium Report

The 16th International Symposium (1996) Report: *Japan and Asian Pacific Region—Toward a Shared Understanding of the Past and Vision for the Future* (Akashi Shoten, December, 1997)

4. Newsletter

The Sophia Relief Service publishes newsletters carrying vital information about refugees and displaced people in the Third World, especially Asia and Africa, which this organization is assisting the relief and rehabilitation projects of countries concerned.

Newsletter (*Sekai no Mazushii Hitobito Ni Ai no Te o*—Extending Hands to Needy People of the World) Vol. 33 (Tokyo: Sophia Relief Service, ISSJ, June 1997) and Vol. 34 (December, 1997) were published.

社 会 正 義 紀 要 17

1998 年 3 月 25 日 印刷
1998 年 3 月 31 日 発行

編 集 者	渡 部 清
発 行 者	山 田 經 三
発 行 所	上智大学社会正義研究所 〒102 東京都千代田区紀尾井町 7-1 電 話 03-3238-3023 Fax. 03-3238-3885
印 刷 所	三 美 印 刷 株 式 会 社

SOCIAL JUSTICE

No. 17 (1998)

Contents

Business Ethics in the era of Globalization

YAMADA Keizō..... 1

Die verfassungsgerichtsbarkeit als Erhalter des Grundkonsenses des
Volkes

KURIKI Hisao..... 7

Japan's International Cooperation and the Constitution of Japan

BEER Lawrence W......23

(Translated by *YASUOKA Takaaki*)

War and Mankind-People living next to Military Bases

YASUOKA Takaaki.....35

The Reports : Activities of 1997-98

.....43

Institute for the Study of Social Justice, Sophia University (1997-98)

.....53

**Institute for the Study of Social Justice
Sophia University**